

彙

報

土木學會誌 第十七卷第一號 昭和六年一月

日本土木史料(續)

渡邊俊一編

內容梗概

本編は第十六卷第十二號に登載せしもの、續編にして日本財政經濟史料、憲法部類、憲法資料、又は各藩縣郡市町村誌其の他雜書等の中より蒐集せるものなり。

目次

第二編

- | | | |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| (1) 治水制規 | (2) 延寶二年洪水 | (3) 新大和川 |
| (4) 富士川橋梁 | (5) 村境 | (6) 水道 |
| (7) 善光寺土木人夫 | (8) 道路溝洫並壅水浸途之費 | (9) 溝池破損 |
| (10) 杖八十 | (11) 水車 | (12) 停防鴨河 |
| (13) 堤防修理 | (14) 堀江の上水道 | (15) 堀江下水道 |
| (16) 柴田勝家の土木事業 | (17) 椽木峠の開鑿 | (18) 舊遠賀川工事 |
| (19) 古文書 | (20) 犀川淺野川兩大橋架橋 | (21) 文祿三年淺野川犀川兩橋改修 |
| (22) 宇治川堤防 | (23) 前田利長下令 | (24) 前田利長高札 |
| (25) 灌漑に注意 | (26) 大和川改修 | (27) 八戸藩水害 |
| (28) 馬淵川原堺界論 | (29) 國許水害報告 | (30) 宮川堤 |
| (31) 牛谷坂開鑿 | (32) 大湊普請 | (33) 宮川堤防 |
| (34) 宇治橋供養 | (35) 小脇川引水論 | (36) 水車 |
| (37) 川除人足 | (38) 川除御普請人足通 | (39) 堀川 |
| (40) 常陸堰 | (41) 赤澤江 | (42) 水除土居 |
| (43) 黒川堰 | (44) 新川 | (45) 箱根山掘鑿 |
| (46) 附記 | (47) 運輸のこと | (48) 川欠水堀地所改のこと |
| (49) 河川修繕諸藩興役 | (50) 延享四年御書付 | (51) 明和三年御書付 |
| (52) 安永八亥年御書付 | (53) 寛政三亥年御書付 | (54) 天保八年御書付 |
| (55) 嘉永四年伊勢守殿御渡 | (56) 裁許 | (57) 舊幕時代國役普請賦課方法 |
| (58) 日本武尊の祈願 | (59) 行基 | (60) 天長二年四月大洪水 |
| (61) 徳川幕府直轄時代 | (62) 用水論御觸書 | (63) 享保十四酉年御觸書 |
| (64) 享保九年御觸書 | (65) 享保十二年關八州川通御觸書 | (66) 享保十二年御觸書 |
| (67) 享保十一年御觸書 | (68) 享保十一年御觸書 | (69) 法曹事務取則 |
| (70) 市中諸法度 | (71) 上水道刺付 | (72) 渡船書付 |
| (73) 船筏大水繋留御觸書 | (74) 太田備中守殿御渡 | (75) 堅川通渡 |
| (76) 阿部伊勢守殿御渡 | (77) 臨時町觸 | (78) 川筋御觸 |
| (79) 塵芥取締 | (80) 堀湊の事 | (81) 街道取締 |
| (82) 土造無用事 | (83) 享保五子年御書付 | (84) 享保十四酉年御觸書 |
| (85) 享保五年御書付 | | |

第 二 編

(1) 治水制規 貞享元年甲子三月覺一山城大和攝津河内近江御料私領之山々木草之根連々依堀取風雨之時分川筋へ土砂流出水行滯候之間自今以後木草之根堀取儀堅可爲停止事一川筋左右之山方木立無之所々土砂流出之間從當春木苗芝之根を植立川へ土砂不流落様に可仕事一前々よりの川筋山畑河原等に有之新田畑者不及申縦古田畑にて高之内たりと云ふとも川筋へ土砂流出所者荒之其跡へ木苗竹木葎芝等可植立勿論川端川中へ新規に築出儀一切仕まじき事附山中燒畑切畑新規に仕間敷事右之條々御料私領共に堅相守之從當春年々木苗芝之根を植立川筋へ土砂不流落様に可仕其筋々へ奉行被差遣若違背之輩於有之者詮儀之上急度曲事に可申付者也(御觸書古二十四憲教類典抄十一)

貞享四年丁卯十月葎刈捨場高札 一川筋葎之儀縦高に結び有之と云ふとも一ケ年之内四度づつ四月、五月、七月、九月、此四ケ月に無懈怠刈捨つべし、且又流作堅御停止之事附流作并刈捨之所土何方之者にても望次第可申事一堤に水除之爲ならずして猥に竹木を植へ并堤之上に家作候儀御停止惣而堤筋あらはに相見候様に可仕事一川筋島々に有之竹木柳其他雜木茨之類にても堀捨可申候一外邊に小堤いだし候儀御停止之事右之條々堅可相守之若違背之者於有之は可爲曲事者也 貞享四年十月 小田切喜兵衛藤堂伊豫守(憲教類典二十八)

正徳三年癸巳月日御書付之内 一御料所之堤川除井堰塚樋橋等其外在々御普請の場所年々の御入用是又古來に引合候に其數倍々を増候事之者近年に至て御城下の町人在々の名主庄屋並商賣人等の類御普請を受負はせ候に付て此等の輩或は其他の案内をしらず或は其身の利徳を謀り御普請の仕方不堅固の事共多く候得共御代官之手代役人等或は顯に付或は賄賂によりて委細吟味に及ばず候を以て所々年々の御普請斷絶之由相聞候自今以後は御普請受負の輩一切に是を停止し御代官中其支配の地に御普請有之面々者常に其場所共に見分の上其邊之者召集して古來よりの様子次第をも委細相尋御普請の仕方いかにも堅固を本とし猥なる御費無之様考置破損修覆等有之に至ては其仕様帳を相認め御勘定所へ差出し差圖を被得云々

享保九年甲辰八月今度在々川際御普請有之御代官銘々御入用積り等致し帳面差出候に付吟味有之御勘定之もの其外爲奉行被遣御代官申談猶又御入用者不及申御普請之仕形まで委遂吟味候得者御入用過手相減候御代官共支配所之事に候得者常々心付了簡も仕置候はゞ御入用積り等格別之違有之間敷事に候處常々心懸うすく又は手代共に仕せ置御入用等多く懸り候儀も不相考慮未成仕形に相聞え候急度吟味も可有之候得共今度者御用捨被遊候間自今支配所之儀申付等慮未成儀ども諸事心を付前々よりの不直仕癖等相改銘々支配所無油斷相廻り直々逐見分普請いたし可然時節可相伺候勿論御取箇之儀彌無油斷逐吟味段々御取相増候様に可申付候以上(御觸書古二十三)

享保十年乙巳鬼怒川通新井筋所々堀敷殘地改覺一譬者檢地一反之地堀敷に成可殘地も一反

有之者五畝歩堀敷五畝歩殘地にいたし候積、但如斯廣き地一反堀敷に成候而檢地高不殘引候得者殘地無地高に成候に付本文之通割合引之候積一譬ば檢地一反之地五畝歩堀敷に成候處殘地無之候はゞ一反之畝高不殘堀敷に引候筈、但如此檢地語候地不殘引不申候得者無地之畝高出來候に付不殘引候積、右之趣に付堀敷に當候地之分無地共に不殘相改本歩過不足に有之分堀敷並殘地無甲乙割合候筈 巳四月（御勘定所掟書）

享保十一年丙午十月關八州川筋之儀に付御解書 惡水無滯用水引渡候儀在方肝要に候處惡水川用水堀小溝等迄浚不仕剩双方よりせばめ或は竹木はへ出水道差支候處々有之由相關候當年者此節自今者年に三四月之内隣郷申合村限に堀浚竹木伐料水草の根共に堀取り又は度々刈捨可申候土砂埋多く 堀幅せばめ候處に者 二三年之内段々以前之通堀立可申候右之通申付以上、若堀浚不仕村方有之隣郷へ相障候はゞ堀浚候村方より其旨訴出可く候吟味之上急度可申付候、附水上之村惡水堀有之處水下村々惡水堀埋潰候處々も有之由に候以前之通堀立勿論惡水堀無之處者可訴出候、右之通關東筋御代官私領者領主地頭並寺社方支配限在々へ入念可被申付候以上（御勘定所掟書二）

享保十二年丁未七月大川筋へ新規屋敷築立候儀停止之旨書付利根川江戸川小貝川荒川惣而川通堤外百姓家建候儀停止之處段々屋敷を築立百姓住居候も有之出水之障に成候間取崩され候儀も可有之候自今新屋敷拵候儀者勿論小屋にても造候儀並破堤修復等も堅仕間敷候此旨關八州川通有之御料御代官私領者地頭より急度可申付候以上（同上）

享保十八年癸丑月日御代官御預所役人へ申渡御書付之内覺

（一） 諸國御代官所御預所堤川除用水路井堰樋橋等之御普請所並自普請所共に在々何れの場所に限らず年中無油斷不及大破様に水下之村々組合申合或は組合無之普請之所は其村限にも常々心を附百姓小前持分は居所同様に小破之内に取繕候はゞ年々破損處少く自然と御入用百姓役共々相減別而堤川除等者年數保ち候程次第に草木之根からみ強相成破損處も無之田畑水難相逼彼は百姓勝手宜事に候然處御普請所之分者從公儀被仰付候場所と相心得小破の節不取締等閑に致し置候に付及大破水損荒所等多出來其上村役人共之内には了簡違にて御普請所破損有之御入用掛り候得者村方稼之助成にも相成候様に愚昧之所存を以相考洪水の節も御入用御普請所之分者防方籠略に致し及大破多分之荒地出來候をも不願者共有之由又は御入用御普請に付公儀を奉恐御普請所差繕間敷由其村役人より嚴敷末々へ申付候事村毎に有之慎之趣は一通相關候得共其慎は御普請所無難の節之事に候得者常々御普請所大切に小破之取補は何分にも可取計事に候處遠國に至り候而は別而御普請所大切と計之慎にて小破を差繕候も恐とのみに存違候も數多有之由粗及聞候右體之儀者甚心得違之儀に候間自今急度相改村役人者不及申小百姓共迄も相互に申合御普請所自普請所共々小破之内取繕之儀無手抜様可致候尤修復等之仕形心付候儀有之者申出候様可申付置事

(一) 御普請所自普請所共々農業之間を考へ年々小破之内修復を加へ水難を防ぎ候儀肝要之事に候然れども前々より仕來にし小破之節取締候儀村役人共讓合普請時節後れに相成心付候も不申出無是非其分に致し置出水之節及大破候事可有之候右體之儀有之村方者都而普請所之輕重に隨ひ洪水之節防方小前之受場所割合を定杭に記置村役人共常見廻右受場所小破手入之儀不申出打捨置候様成者有之は急度相改候様可致候勿論出水の節防方之儀者受場所之外たりと云ふとも水勢の強弱に隨ひ村役人共見計ひ相互に助合候様に致し石土竹木繩俵等に迄迄掛り無手支何分防留候儀を肝要に可心懸候右防場小前割右之儀者無甲乙割合致し帳面に仕置支配限りに村役人並百姓小前々々連印に請書取置毎年相改堅相守候様可致事、附出水の節堤内近地之田畑者少々空地も降溜り通し水等にて悪水押開き土石之取場難所出來防方第一之差支に相成及大破候儀等有之可右體之儀者村役人共兼而心懸農業の間を考へ出水急破之手當圍之石土其場へ寄置候様受場所限に割付可差置事

(一) 井堰並溜井用悪水路共々藻刈凌築出之儀前々申渡候得共近年自普請所者手入不行屆水行差支旱水損多有之由に候右者全村々凌普請怠り候故之儀に候間堀筋之儀者冬春湯水之内組合村々又は組合無之村方者其村限にも申合小前割合之町場定杭打置毎年無懈怠刈いたし別而藻刈の儀者土用前後並土用中年々三度宛定式に刈可申候尤農業之時節に差障り無之様に手配致候得者耕作之手入且普請出來形迄も宜敷に付旱口惣百姓勝手に相成儀に候間村限に急度相守様致事、附年々定堰之場所者格別年限之小堰者用水不用之節に至候はゞ早速取拂出水之砌水行之障に不成様に可致候但堰道具之類翌年可被用品者不朽損様に致置無益之失墜無之様可取計事

(一) 川筋普請仕形之儀は平水之當り方と満水之節水當之強弱を相考へ普請仕立候儀專要之事に候然處心得違にて水下村々之申立而已に相拘り村高多少之勘辨も無之不相當に手置き普請仕立候而者村役諸色人足等多分相掛小高之村方者右普請に付都而及難儀候事可有之候右體之普請所有之村方者前々仕來に不相拘御普請所自普請所共に水下之村高其外諸色百姓役迄委細勘辨致尤保方之儀を相考へ手輕き普請にて連々水行相立候様に可致心得違之取計にては御普請所自普請所共に五ヶ年、六ヶ年之御取箇並作徳にてても入用不立房其内又々破損出來水下村高に不引合村役相勤來る及難儀候事可有之候間小川谷川用悪水路井堰等之普請所は全體之損益第一に勘辨可有之事

(一) 御普請所遣方入用之鐵物諸色材木等近來相改申渡候得共猶又右之外にも種橋之類大小に隨ひ水當之強弱其場所に應じ入用之木品寸間等釘鐵物に至迄保方之儀心を附無益之御入用不應様に致し可成丈者丸木苫板を用ひ可申候勿論箱樋關杵等之内には水中之板類不朽損分者御用立候間可有之品右體之儀見分之砌得と相改木性宜候はゞ積吟味之節相用候様可致事、附釘鐮卷鐵物等前々之仕來に不相拘木品に應じ可保程を勘辨いたし不相應の儀共無之様に可

有吟味事

(一) 御普請所向寄に御材木有之村方者御代官所御預り所共に自他之無差別御材木を用候積尤御林無之場所者前々仕來之通諸式直段等吟味を誥御普請積可致事、附前々譯有之仕來候場所者格別惣而御林木根伐村運び人足之分者村役等の無差別なく定法之通一人に付米七合五勺宛人足扶持可相渡候且又御料私領入會之村方水下組合高割にいたし來る私領高へ懸り候分者其品々相當之直段吟味を誥代金私領より出金の積たるべき事

(一) 堤川除用悪水路普請所積方吟味之節石土を取場其村方引付之仕來に不相拘勘辨之上差障無之場所見分吟味肝要之事に候惣而石土之取場右遠近にて坪當之人足多相成村役人足を以出來可致程之場所も質米人足等に相成多分之御入用相應候全石土之取場遠近によつて人足高格別増減有之事に候間普請つもり之節遠近之儀何町何人掛り之當りを委細吟味可有之事

(一) 諸國御普請所伺之内に者其村柄之善惡に隨ひ破損所並御普請之場所不相當之御入用積り相見候儀有之再吟味之上御入用高或は三分の一又は五分の一相減諸色も右に準じ減少候而も御普請者相應に出來無差支場所も有之候右體の儀者手限之吟味未熟にて村方より相願候前々仕來之申立而已に相拘り吟味筋不行届歟又は見分役人普請方不鍛錬にて不相當に積立候歟熟れも其意味心得可有之事に付自今者其御普請所破損大小に隨ひ或は水當等心を用ゐ不相當之御入用積無之様吟味専用候若又村方手當之爲御普請過分積立其有餘を見込み村方手當にいたし候儀者決而有之間敷事に候

(一) 惣而御普請所御入用之竹木諸色鐵物並諸職人賃錢之高下委細逐吟味尤御普請保方之儀勘辨いたし御入用減少候様可致候別而遠國在々にては入札等之儀請負人者大形相究り居候而年々請負來り且不宜仕癖も有之外より受負望候者有之候而も右年久敷仕來候者共申合拒絕候而入札等不爲致或は隣國之普請所見合を以て無謂高直成積方いたし外に受負望人無之由申掠候儀も有之趣粗相聞候畢竟從前々之仕癖に相拘り吟味不行届故之儀に候間右體之場所者諸色共々に受負方吟味筋其地元村受又者他受等之儀迄品々前廉々に相糺熟れにも吟味無手拔儀肝要に候、附五畿内並中國邊谷川小川堰之樋橋等之御普請所御入用積り山城攝津河内等之大川筋國役諸色直段を以て御普請積之伺有之候是等之儀も其場所に從ひ外受負之儀吟味有之者向寄の場所者下直に受負候者も有之其上村受等にて仕立候はゞ畢竟其村々之水難を防候儀故普請も自然と丈夫に出來尤竹木諸色共に其所有合之品を用ゐ可申に付百姓御救之筋に相成儀も可有之候間見分吟味之節受負方之儀品々吟味可有之事

(一) 定式御普請所之外在々何れ之場所に限らず川通水除堤大破之節者水下之村々者及水難候右川通之堤川除者前々御普請之有無年數等相糺御普請所無相違候はゞ前格に準じ逐吟味無據筋有之者早速御普請積伺差出之其外谷川小川之類十分之地先田畑之闕留根圍並井堰等自普請に難叶程之大破者格別可成丈は木竹諸式村役を以て取繕ひ又は向寄助合等申付御入用不

相成様に各支配所手限吟味可有之事、附用悪水路井堰等従前々一村限之御普請所にては破損之節下水旱損難遁村々有之者其趣を以利開申聞連々組合御普請所にて相成候様可取計候一村限之普請所にては高役多相掛候處組合村高相増候得者御入用百姓役相減其上普請丈夫に出來彼是宜敷筋に候事、右之趣逐一被得其意御普請所之儀は勿論自普請所有之村々迄無泚斷精々村役人共へも可被申渡候尤土地之高低に隨ひ水腐旱損有之村方者其年柄之事に候へども古來より有來堤川除之場所通例之出水にて及大破多分之荒地水損等有之儀者全く其村々の役人心掛疎略故御取箇にも相障り且無益の御失墜も出來候間堤川除並堰用悪水路に至迄修復手入之仕形心を付各々も廻村之節者不及申常々可被致勘辨儀者御役筋肝要之事に候間書面の趣此後違失無之年々村方へ無懈怠可被申渡候村役人交替致候はゞ猶又申渡急度請證文申付且又各役所に此書面張置手代出役等迄不絶熟覽いたし候様に可被取計候勿論先年とは違ひ當時にては御普請御入用迄も減じ取計方取締る段趣に見候も有之候へ共未だ心掛不行届不取締之類も相交り見え候間自今前書之箇條之趣旨得と呑込み平常心を用手拔無之様可被取計候(天保集成)

元文二年丁巳月日 川々支配分之儀御書付

淀川木津川加茂川桂川宇治川中津川神崎川石川大和川十三間川、京大阪にて堤川除普請取扱之儀先日御勘定奉行より伺之上相極候通京大阪へ書付遺於當地向後如此取扱此趣に取計候而可然との段所司代御城代より伏見奉行京大阪町奉行堺奉行へ申渡候様可致事

(一) 一川筋にて新規普請百兩以上修復者五百兩以上江戸へ伺可然事

(一) 木津川桂川加茂川者京都町奉行可爲支配候淀川筋は淀小橋より下山城國之内者京都町奉行淀川攝州河州之分者大阪町奉行尤境目上下兩所之町奉行申談障無之様可申付候中津川神崎川十三間川之儀も大阪町奉行可爲支配事但淀小橋より上並宇治川者伏見奉行大和川石川者堺奉行可爲支配事(朱書)但木津川筋川内只今迄伏見奉行にて吟味仕候處川内京都町奉行支配に成候而者新規に與力懸申付川通相廻候に付左候得者御入用も懸候に付只今までの通川内は伏見奉行支配可然者京都所司代より伺之上伏見奉行支配に相成

(一) 稻葉内匠丞持分は長齋口計に候得共山城木津川筋者淀より川上木津郷迄宇治川者豊後橋より下の方桂川は下鳥羽邊より此川之筋下者牧方邊迄之間小堀仁右衛門攝津堤奉行兩人と川支配限稻葉内頭享來立合吟味いたし普請之節も相談の上普請有之可然事

(一) 京都町奉行只今まで普請入用之高計水仕様書繪圖等を取吟味候趣に者不相聞候大阪町奉行者新規之普請水引之障計吟味いたし總而普請之儀は不相構趣に候向後京大阪町奉行共に仕様書並繪圖をも取候而吟味仕可然事

(一) 伏見奉行京大阪町奉行堺奉行吟味之節は勿論所司代御城代へ相伺可然事、右川々大堤切候節又は新規之普請江戸へ伺候程之儀者其懸之奉行見分候間普請申付出來之上猶又見分

可有之事（御勘定書掟書）

寛保三年癸亥七月 御勘奉行へ

（一） 淀川筋年々水損に付而城州攝州河州村々の者々共水損相止候御普請之儀前々より度々願出申事に候夫に付吟味之次第心得可有之事に候先兩川縁近村之者共は他之障りにも不構其村之圍を□に可申候扱又御普請被仰付候得者縦令水防之益には成不申候ても其村々潤にも可相成候間大造成川浚等百姓共好み可申事候

（一） 先年と違ひ近年は次第に水損増候との事申立候且者何れの川も年數重り候程宜敷は成不申少々宛も川床は埋り申事に候惣而川筋に不限堂社之破損も最初出来立候砌は何の繕も入不申候得共年を経候に隨ひて漸破損出来候如元直し候えば能候處役人之不作略成は修復之致方も粗相にて堅固之所迄都而動し夫故至近年損多き儀も難計候殊更川普請には右之趣自前に有之様に人々申事に候

（一） 土砂留之事尤可然儀に候然共洪水にて山々より流出候濁水滞り皆置州に可相成候洪水之節之土砂は難留候半は川に強く埋り候者大水之節の様相見え山を伐荒さず材をそだて候儀は何れにも益可有之哉之事

（一） 右水損百姓共願に付而夫々取合致吟味候而も川浚か堤之かさ置敷不申付しては不叶様に可相聞候條其根元を正し可有了簡候若其所之役人平日破損之繕不沙汰敷又は水剝川除等之仕方悪敷候敷此等之吟味別而心を附可然候事、右之通普請之儀相心得取計可被申候尤其所々之様子次第其趣により了簡可有之候（御觸書古廿四癸卯雜記憲教類典抄十一）

延享二年乙丑二月

（一） 小川内郷堤川除用悪水溜堀浚等都而自普請に可申付事、但川通堤有之竹木相改候而御林之積可致候堤之上百姓住居可相改事

（一） 塚樋類角木挽物遺候處已來者相止丸木背板にて仕立可申事

（一） 樋 橋之類悉く土橋に致百姓役に可申付候自普請に難相成場所は組合等吟味之上自普請に可申付事

（一） 川通御普請所自普請之無差別村方にて手入無油斷可致儀先達而も申渡候得共此度別而手入致方等迄巨細に申聞此上手入等塵末之村方は折々手代役人相廻はし相改申立急度咎め可申付段精々申渡候事

寶曆十二年壬午六月十一日（朱書）松平右近將監殿御勘定奉行同吟味役へ御渡候御書付

川除普請御入用七千兩定之事御勘定奉行へ在方御普請並御手當普請向後金高七千兩限國役普請も五幾内之外は拾分の一御入用金七千兩に限可被取計候尤金高之内をも可成様相減候様勘辨可有之候（刑錢須知）五、明和三年丙戌二月小野日向守、室賀源七郎、石野八太夫、古坂與七郎、川井次郎兵衛へ此度濃州勢州津州州々御普請御手傳に付於小屋場役人へ料理又は菓子酒

等出之其上音物も有之間敷事に候條右體之儀無之様家來へも其段急度可申付旨御手傳之面々へ申渡候間御修復中右之趣一切受用仕候儀堅無之可被心得候支配之者へも其段急度可被申渡候(御觸書三五)惣而御普請御手傳被仰付候面々御用に相懸候家來共衣服其外に至る迄銘々華美を盡し御用外無益之失墜等相懸候趣相聞此度者在々川々御普請之儀に候得者相互に被申合無益之儀を省會所小屋々々等迄も隨分手軽く決而華美成儀無之様被心得御用に懸置候家來着類等に至迄質素を相用右の御諸事費を省場所柄にも有之儀に候得者別而不目立様可被致候、右之通御手傳之面々へ申渡候間爲心得相連候(御觸書新三五)前々より諸大名御手傳被仰付右御用懸相勤候御役人之儀者場所取締り第一に心懸公儀御損益者勿論御手傳方にては無益之諸失墜有之候はゞ心付可申儀候處其儀相ゆるみ候様相成候趣相聞候御手傳方にては諸事公儀を重んじ譬御役人中より聊之儀申達候而も御用筋大切に存御用外無益之失墜有之候にも無貪着懸御役人末々迄様子宜敷にと而已心掛候儀に候左候得者懸之面々末々まで右之慎専用之事に候得者決而心懸候様申合第一に候然處懸末々程其儀を不辨諸大名御手傳者誠に御奉公相勤候事故右體無益之筋有之候而も公儀へ不拘儀に付御手傳方之失墜も不爲相省殊御手傳家來等へ少々之御用談も事々敷相談候様云々(日本財政經濟資料)

(2) 延寶二年洪水 延寶二年四月十一日畿内大水流三條橋多溺人

延寶四年七月天下大水破三條五條兩橋東海尤甚

(3) 新大和川 寶永元年三月幕府奏聞一河千畿内引大和川達千界浦長四里二十八町名新大和川命姫路本多政武助役十三日改元寶永四月朔大赦天下

(4) 富士川橋梁 天正十八年二月十六日公伊奈熊藏忠政後に筑後守と號すを召して富士川に舟橋を修せしむべきの由を命ぜらる忠政御旨を奉て是を監す廿二日富士川の舟橋成る卅日北畠信雄駿府に至る(徳川治世録)寛永十一年廿二日御當家先例に准じて武家の制法を定む

(一) 道路驛馬舟梁等無斷絶不可令往還停滯之事

(一) 私之關所新法之津留制禁之事(同)

(5) 村境 (一) 川者附寄次第流に従ひ中央境たり但大水にて自然と川瀬違ひ高外之新田地又は見取場等物成場秣場河原野原地等之無高之地所は附寄次第なり

(一) 川除者其仕形に於て人力手形を以川筋違候類は附寄高例不用儀も有之事に候依之其村の任せ勝手川中へ築出しに仕出し候事も制禁たり

(一) 本田畑高之川欠計附寄之不及沙汰地先を限り候向之附寄地を川欠反別に應じ飛地に進退す但し〇川向に有來地面は尤任先規飛地に進退之す

(一) 双方證據跡於無之者大道筋或は川之中央又岩通谷合見通し水帳次第古田畑等境たり(徳川政府律令要略)

(3) 水道 江戸府下に年々歳々諸方より商工業移り來るを以て自然土地の缺乏せるより

川沼等を埋立て居宅を營みしも是等の地は何れも水質惡敷諸人飲用に苦しむ依て保科正之軍學の堀割を應用して水道を規畫す千とせの松に兼々江戸用水の儀中略山手は水能候へども其他は地形惡敷水不宜諸人の難儀火事の時なども差支候に付水道の致方御工夫被成玉川の水を引取用水に可致との御相談に相成候其時に試用のため不宜旨申衆も有之候處中略天下の御座城に於ては萬民便利に事足り安居候は御要害の第一と中略被仰候て御決定被成十餘里の水道堀割成就中略此水利によりて左右の曠野に新田を發し四十餘村の民室鶏犬の聲相聞云々と見へ上水記等に據れば承應二年正月に麴町の住民庄右衛門芝口の住民清右衛門の二人此の工事を引受くべき旨評定所へ申出たり依て老中松平信綱、阿部忠秋、寺社奉行安藤右京進、松平出雲守、町奉行神尾元勝、石谷貞清、作事奉行牧野織部、八木勘十郎、勘定頭曾根源左衛門、伊丹藏人及關東郡代伊奈半左衛門等評定所へ出席して彼の二人に其仕様方法を委細に尋問あり即ち神尾伊奈等彼の二人と共に武州羽村と曰ふ所に到り此所より四谷を経て府下に玉川を引べきに決し依つて銀七千五百枚を給して費用に充しむ彼の二人も私金三千兩を以て之に加へ是年四月より工を起し數千の夫を以て晝夜とも工事を取掛りし程に冬に至りて四谷大木戸までの水道成就し翌年に至り其虎ノ門迄の水道全く成就したり、依て幕府庄右衛門、清右衛門二人の功を賞し氏を玉川と名乗らせ功米二百石分を金子にて與へ水道の管理人となし後水役銀を徵收するに當り功米と收合し此役銀を以て俸給及水道の諸費に充しめたり、是れより水道管理人は二人世襲の職となりしが後元文年間に至り役銀に私欲の事露はれ職を奪はれたり（池田昶淵氏徳川幕府時代史）

(7) 善光寺土木人夫 後鳥羽天皇文治二年七月二十七日下信濃國庄園公領沙汰人等可早結縁助成善光寺造營間土木人夫事右件寺靈驗殊勝伽藍也草創年舊堂宇破壞加之動有火災之難礎石之外更無殘有情之輩何不歎此事早國中不云庄園公領一味同心與力於勸進上入土木之間勸出人夫令終其功若不奉加此功之者不可有所知領掌之儀之狀如件（東鑑）

(8) 道路溝洫井壅水浸途之責 清和天皇貞觀三年十一月四日太政官符、應不清掃道路溝洫井壅水浸途之責兩職迄移式兵に省貶奪考祿亦彈正臺隔月巡檢京中事、右得左京職解稱謹案弘仁十年十一月五日格僞太政官弘仁六年二月九日下職符僞右大臣（藤原内麻呂）宣奉勅如聞頃者京中諸司諸家或穿垣引水或壅水浸途宜仰所司咸俾修營不責引流水於家内唯禁露汚穢於墻外仍須每甕置樋通水如有符後卅日不從制旨諸司諸家并内外主典已上貶考奪祿四位五位事業及雜色番上已下不論蔭贖決管五十者今有壅浸之禁無清掃之制仍須自今以後如此類諸司諸家并内外主典已上移式部兵部一同前符貶考奪祿四位五位祿名奏聞無品親王家及所々院家以其別當準諸司諸家司亦移省貶奪其雜色番上以下不論蔭贖決管一同前符又云職家巡檢五日馬上勘當六位以下官人又天長九年十一月二十八日格僞夫不掃清意須責過狀然後移兩省令貶奪之聞爲令進過狀職遣使喚之而或罵使不應或稱故不參有勢之家尤其是難制徒役科條會無遵行今須諸司諸家及内外

主典已上彈土巡檢之日有不掃清台職共祿之至千三度猶不動不煩責過狀臺直移兩省令貶奪之然則職絕追召之煩人無怠慢之情諸院諸家以其別當官準諸家司亦同之自余依先符者右大臣（藤原緒嗣）宜奉勅依請須依件格巡督京內而既往職吏忽忘格旨曾無巡檢彈正巡檢之日前驅祇承還被勘當恒處贖銅道路蕪穢溝瀆壅塞職此之由但檢案內弘仁之格職移二省令貶奪之天長之符停止職移臺直移省凡京地之官統攝京戶宮城之外京條之裏皆是肅清部也職吏巡路具錄犯過便移兩省令貶奪之職有威嚴事合穩便望請自今以後職吏每旬一度巡檢京條若三度之內猶不遵勤職直移式兵二省貶考奪祿自余皆依前格行之又承前之例彈正每月巡檢京中今每月三旬職應巡督臺職之巡事似繁促仍須令彈正季別一巡察謹請官載者右大臣（藤原良相）宜奉勅職移二省貶考奪祿并每旬一度巡檢并依請但科責諸司準彈正巡檢宮中諸司之法右京職亦準此又彈正者糾彈之官威嚴之職若待季巡檢人情懈怠宜隔月一度必令巡督（類聚三代格）（憲法志料）

(9) 溝池破損 淳和天皇弘仁十四年七月十五日太政官符，應令修造溝池破損事右得武藏國解備被太政官天長二年十二月二十一日符係左大臣宜奉勅如聞諸國溝池破損者衆修造之煩每年不息宜出舉正稅令充其料大國四萬束上國三萬束中國二萬束下國一萬束須年中少破先盡用小家若作物多數不堪修造支度勘錄先言後用但先舉之國依件增減者須依符旨支度功程言上乃造而前途遼遠往還日國待報之間輒難修造小破之處就爲大損百功之勞更及千功望請自今以後破損溝池國司實驗且加修造裁朝集帳每年言上其作物并用度等帳遷替之日勘付後任者左大臣宜依請諸國亦宜準此（政治要略）（同上）

(10) 杖八十 淳和天皇天長元年五月五日太政官符應不修溝池農人決杖八十事

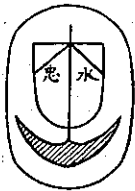
(11) 水車 淳和天皇天長六年五月二十七日太政官符應作水車事

(12) 停防鴨河 清和天皇貞觀三年三月十三日太政官符應停防鴨河葛野河兩使隸國司事，右件等河頃年分置使員令加修防而或數年積功一時招損或今日成勞明朝致破空費公報動申流損非常之因豈如此哉右大臣（藤原良相）宜奉勅爲政之道最隨權宜今雖有其使所成猶少用途更多自今以後停止件使永預國司令修造之者須守從四位下紀朝臣今守專一檢校勤存公平既被委付不得怠慢（類聚三代格）（憲法志料）

(13) 堤防修理 陽成天皇元慶三年七月九日應令神寺王臣諸家莊并請閑地請人修理堤防事，右得河內國解備謹案太政官去天長三年五月三日符係別當正三位行中納言兼右近衛大將春宮太夫良峯朝臣安世奏狀備往年之間堤防浸決邑居漂沒良田久荒農夫失業方今堤防漸修水門一定地脈新分百姓濫點若是任意聽其耕作富強專利貧弱少得望請隨得地之數定多少之法令各修理堤防假令給一町之地修理一丈之堤不加公勞令堤防全之術也若得地之後不事堤防隨則還公者中納言從三位兼行左兵衛督清原真人夏野宜奉勅依奏者國司須遵行符旨而件符徒出不載格條因茲國宰怠而不勤煩民弄而不顧堤防之害無不由斯望請新被下符便神寺王臣諸家莊并請閑地之類當家人民等隨彼分法每年加修理若有扞押者（政治要略）（憲法志料）

(14) 堀江の上水道 飲料水は主として川水を使用した川岸には所々に水汲物が設けられてあつた川の便利の悪い家は水屋の水を買つた今でこそ何れの川も汚いが昔は青いきれいな水が流れてゐた水屋の起源は審でないが古くから存在したものと思はれる、弘化二年三月十四日達(拔萃)三郷水汲渡世の者とも出火等の節場所に駆付水手人足相働來候得共右手當として年々郷中より鳥目差遣來候趣に候へば通例無賃人足とは譯も違其上下に事寄株仲間組合等相唱候儀は勿論前段御觸面の御趣意差障候儀も無之候に付是又此後も是迄の通振合を以申付候、右の文中にある「水汲渡世の者」とは正しく水屋の事であらう彼等は一面消防の人足ともなつたのである又葬式の引請をもやつてゐた今も駕屋に「水郷」とか其外水の字を冠した家號の残つてゐる所以である堀江には水善と曰ふ水屋がゐた本名を赤松善右衛門と呼んだ南北堀江一圓の地を受持つてゐたが明治十八年北堀江を水忠事奥村松吉に譲つた其権利金が三百五十圓もしたと曰ふその町から虎疫が流行して翌十九年には淀川上流若しくは中津川の水の外使用を嚴禁されたそこで水善も水忠も遠く中津川の嬉ヶ崎(今の朝日橋附近)まで汲みに行つてそれを賣つた水の値も高くなつた六厘が八厘になり終に一ダング(一斗二升程入る)一錢に上つた何しろよく賣れたと云ふ話である、明治十九年府令を以て市中各戸の井水検査を行つてゐるが多くの悪質にして飲料とするに堪へなかつた井水は悪し河水は危しい

圖は水屋の札(木製)にてこの札一枚を以て水一ダングと換へた裏屋は概れ現銀で買ふた



ふのでこゝに上水道敷設の要が喧しく唱導されるに至つたのである、上水道は前後數回の虎疫流行に刺戟され明治二十四年市會の議決を經翌年八月工を起し二十八年十月竣功給水を開始してゐる初め鐵管土管の二説に分れ兩々相降らず議員の東上と迄なつたが結局鐵管が敷設されることに決定した堀江に於ては先づ問屋橋幸榮橋間に十二吋の鐵管を西長堀南通と西道頓堀通に六吋の鐵管が布設された再後幾度か増設され遂に現在の完備を見るに至つたのである。

(15) 堀江下水道 我が堀江の下水道は新玉造八町を除外して大體堀江開發の翌年即元祿十三年に出來上つたものと云つてよい今小林林之助氏の手保存されてゐた古記録を左に掲げて見る、元祿十二年卯月御開發の砌町々水道無之に付翌年水道仕候様被仰付候事留書左之通覺町々水道未成就不申候五月兩時分に罷成候はゞ難儀可被致候堀江中被申合前方に水道之用意可然存候三月六日覺此度之大雨に而町々水つかへ難儀被致候町内水道早く被可然存候落口之義相談可申候間年寄日行司明日堀江會所へ可被罷出候以上四月十八日堀江年寄中右は元祿年中用要帳に控有之寫し也、元祿十三年水道入用請拂帳四月吉日御池通五丁目水道入用集銀覺 (一) 百十七匁丸金屋新左衛門 (一) 五十八匁五分和泉屋三郎兵衛 (一) 五十八匁五分大和屋治兵衛 (一) 二百三十四匁高知屋庄左衛門 (一) 百十七匁萬屋善兵衛 (一)

五十八匁五分河内屋徳兵衛 (一) 五十八匁五分助松屋庄右衛門 (一) 五十八匁五分井筒屋七郎兵衛 (一) 五十八匁五分山崎屋六郎兵衛 (一) 五十八匁五分播摩屋八右衛門 (一) 八十七匁七分五厘傳法屋作兵衛 (一) 百十七匁傳法屋喜兵衛 (一) 百十七匁大津屋善兵衛 (一) 五十八匁五分伊勢屋傳右衛門 (一) 百十七匁井筒屋長左衛門 又壹貫三百七十四匁七分〇〇〇貳拾三半割 (四月二十八日集る) 内拂 (一) 一貫七十九匁八分七厘四十八間一尺五寸水道兩側蓋底の間但一間に付貳拾貳匁三分九厘宛 (一) 拾五匁五分六尺水道末に而蓋なしの分 (一) 百三十四匁三分九厘水道會所一つ但六尺四方三口合壹貫貳百貳拾九匁七分六厘石垣師六兵衛善右衛門に渡す請取別紙に有り (一) 拾五匁五分小溝より會所迄之石垣蓋底栗板代 (一) 六匁水道口銅之綱四月十二日より五月六日迄

(16) 柴田勝家の土木事業 織田信長朝倉氏を討ち續て蜂起せる一向一揆の亂を平定するに際し柴田勝家部將となりて大に功を立つ信長之を賞して越前を與へて北庄城に居らしめ北陸の鎮將として越後の上杉氏制御と加越一向一揆鎮壓とに當らしむ、勝家天正十一年北庄落城に至るまで治國九年に亘り加越を平定せるのみならず越前國主として治國善政の功績顯著なるもの多し勝家の土木事業は柴田神社の碑文に委し柴田神社所藏故越前侯柴田公也諱勝家稱修理亮叙從五位下爲人驍勇絕倫仕織田氏爲先鋒將屢有戰功右府出滅朝倉氏也使前波某假守越前某失政一向賊等作亂古府親討平之以越前北陸要扼而當上杉氏之衝選於諸將封公以其八郡城北莊使居焉因教公曰守國之道不當徒恃勇武當思戒并施以服民心乃申條其略曰母厚賦斂母征關市母侮士民母偏訟獄申下令國中蓋收下民間所私蓄兵器銷以爲耕具授民以務農乃爲鐵鑿繫舟中四十八艘作浮梁以架黑龍川急端城南有巨川曰足羽川濟以舟四隻公代以橋長五百九十四尺所謂九十九橋是也六者自江入越過受發山籬道口踏木芽抵屋彈乃大起徒開椽木嶺椿坂二險次達柳瀬行旅便之又嘗定步弓斗筭制以寬田租且以城下市人徒居日淺併除其地租國民悅之右府既殆公威望冠諸將呼曰鬼柴田

(17) 椽木峠の開鑿は江越の國境に當る蓋北國街道は木芽崎より迂廻して敦賀郡に出で刀根坂を越へて近江國に通ぜしも勝家安土參勤に便する爲南條郡今床より坂取に出で直に南して近江國に出づるを圖りしものこの工事となれり殊に峠より南椿坂に至る間道は崎嶇羊腸人馬の交通に堪へざりしを改鑿して柳ヶ瀬に直通せしめたりといふ、又越路草に「是より近江中の河内椿坂迄の間古昔は深林茂樹道細く嶮路躡へがたき處なるも柴田勝家此國に封せられし時敦賀郡七里半より刀福坂に到り柳ヶ瀬へ出るは迂濶なる道筋にして安土信長公への參勤に便あらざるを以て始めて此山中の路を開かしむ、天正六年の頃とかや古老傳の物語にあり(各蹟考)(今庄村誌)

(18) 舊遠賀川工事 舊遠賀川泉道より村の南を西に流れて居たのを慶長六年黒田藩主之を本村垣生と中間町との間に堀り替へ慶安二年同藩主は垣生より永谷を経て宗像郡に至る道

路を新設された、次で萬治元年西遠賀數ヶ村の爲め山田川の掘鑿に着手同三年竣工明治二十年頃植木芦屋間縣道を下大隈垣生を通じて設けられ大正元年遠賀川改修大工事あり、同三年改修工事、附帶用水路掘鑿隧道工事、同附帶工事狹間川改修、大正八年遠賀橋架設、昭和三年神田川分水路工事ありたり、因に山田川定約の大約水吐二ヶ所、平常高一尺五寸、植木より御茶屋波戸場迄の破壊は費用中植木六歩四歩は各村持花の木渡場西川岸破壊は植木三步其他七分村石洗堰上植木村抱耕地□□に相成り收穫を失し候様の儀は十三ヶ村擔當辨償の事（底井野村誌）

(19) 古文書 明治七年堤防定式官普請出來形帳、明治六年十一月旅塚川通堤防定式官普請出來形帳、大野郡第十八大區梯ヶ島村就賀縣土木係函、明治九年十二月越前國第十八大區大野郡梯ヶ島村井堰御修築出來形帳、前書の通相違無御座候也、右村總代山川秀貞㊟、副戶長山川彦右衛門㊟、戶長多田六兵衛㊟、石川縣第三課土木專務御中

葛葉用水に關する四ヶ村訴狀（寛政四年）寛政二年は町村用水御普請諸色人足帳三ヶ用水に關する訴狀寫（中尾家文書寫）、河岸道に關する古文書（中尾家文書寫）、弘化三年丙午四日、慶應二年河岸道組總代より大庄屋への願書寛政九年巳四月預土候願書天明二年本郷用水御普請帳（中村家文書）、寛政八年洪水荒所見分願寛政二年小黑見村用水御文通之寫やなせき（築堰）に關する文書取替證文事天保十年波尻川定一札之事（福井縣大野郡坂谷五箇村誌）

(20) 犀川淺野川兩大橋架橋 文祿三年九月七日前田利家金澤犀川淺野川兩大橋の架橋に關して書を町奉行に與ふ（國初遺文）、尙々先日小大膳に其通かたく申付候町人とほくへ越候て材木を出候事はほかく成申ましく候間橋本ばかりにて手傳をさせ可申候也、犀川淺野川橋手傳の事能州へも又加州山をくへ越候を材木を出し候事はゆるし候則橋本ばかりにて手傳のこと可申付候不寄何時橋を架候て手傳とよこほりなく人足を可出候此旨大膳かたへも申遣候也文祿三年九月七日尾山町寄中利家㊟

(21) 文祿三年淺野川犀川兩橋改修 文祿三年十月八日前田利家金澤町年寄の伏見に來り犀川淺野川兩橋の改修を命ぜられたるを謝し白銀を獻じたるを嘉す（國初遺文）、今度尾山兩橋之義付て印判出申候處爲其禮年寄貳人指上候殊銀子三枚到來並祝儀として卅目是又相屆候於採子は豊役長兵衛八郎左衛門迄可申遣候也十月八日尾山町中利家㊟

(22) 宇治川堤防 十月十五日前田利家利長と共に豊臣秀吉の命を奉じて宇治川の堤防を作る（村井重類覺書）、文祿三年十月十五日より伏見御本丸うしろ舟入やぐら下川せき之儀利家様利長様へ被仰付三ヶ國普請土たわら用意の時右御父子土たわら事に色々御からかひ御座候色々さまざま御物語御座候事（菅利家卿語話）

(一) 伏見城下宇治川を大納言様肥前様御父子へ川せきを被仰付宇治川をせきまる事末代のきこゑの爲と利家様御満足被成候扱土俵をよせ申候利家様御家中土俵少く寄候内に其日暮

方に水出来り明日は此體にて候者二日のふしんをながし候はんよしにて利家公は御下知にて土俵をとれ共不言なけのし候へば肥前様は御家中之土俵を取申候時岡崎備中御小姓には梶川長助などふせき申候を大納言様御腹立被成御枝にて御おいのけなされ候それよりは御父子様はからかひに罷成上下せんひを悔申候其時片山内膳足も大納言様より前廉付候人にて候涙をながし申分皆々 メ申候色々物語有之事(菅利家卿語話)

(一) 同後日に大納言様後代の聞えの爲土籠を御自身御持被成候はあいては齋藤刑部に歸もちかたいたき由にて而してころび申候御笑にて扱長九郎左内鈴木と申者是も六十計の者成が是御あいてに成持申候御嬉嫌能御座候其時肥前様は御うしろむきに被爲成御座候色々物語有之其夜御うへ様大納言様へ扱も大納言の御位にてもつかうもちとは御笑候へば大納言様御返事に宇治川をせきゝる事古今なき故態大納言もつかう持候由御たはむれ被成候事其時孫四郎様ももつかう御持候なり(菅利家卿語話)

(一) 同右之様子後日に太閤様御耳に入御普請御見舞に船にて御出被成御父子様へ御懇に御意ほね御折候よしにてそれより直に御船にて俄かに内府へ被爲成大納言父子喧嘩の由聞候間何も扱候へ我等もそれ故出候由御意扱大納言様御父子を召候而色々あつかひ事御ざれ事御意にて大納言様に雁の繪名物御座候を御覽可被成由御意候由にて御取寄候則中なほりに肥前様へ御自分大納言中直りに遣し候由御意にて御渡被成候扱御中直御座候色々ものがたり有之候(三壺記)天下の大名請取々々の丁場有て何も油断なかりけるに前田利家公の御請取宇治川をせき切川除をつき出させ給ふ三箇國より三千五百人の人足を呼び惣奉行長九郎左右衛門なり川中へわく鳥足を入れ土俵をなげ込み埋めけれども底深くして水早しわくも鳥足も流れ行きたるさま横様になて思ふ様に落付く事なし幾千萬の人足はいつとて成長九郎左衛門も難儀に及び家禮老功の者とも叫びて詮議の處に浦野伊久留鈴木など相談し上手の大工を吟味して尋ければ毛利半右衛門と云ふ大工來りて思ふ様にわくを立申すべし作事小屋を五十間づゝの二通り作らせ早々壁を付られ候へ其中にてわくをくみ可申とて俄かに小屋を造りいそぎ三方に壁を付られ候へど上手の壁塗を尋出す脇坂東庵と云もの來りて數千人の人足に土をいたさせ東庵一人として百貳拾間の所日高き内にぬる秀吉公も利家公も何も御普請場へ御出に付御小屋を立させ給ふに御座敷御臺所出來して此壁も一日につけたり壘屋に寺田彌右衛門といふもの來て數百疊の壘を一日に敷つめたり、此ゆゑに毛利半右門脇坂東庵寺田孫右衛門三人を長九郎左衛門に召置き加州にて百五十石づゝ扶助せらる、さてわく鳥足も出來して人足共持ちて川へなげ入けるに豎横のかまもなく落付ける處へ土俵數萬俵こしらへ置其上へなげ込々々する事大名小名御小姓馬廻手つからかきて川へなげ入れれば難なく水はなし迄埋上げて成就いたしけり、然る所に利長公の御丁場の土俵を利家公の小姓衆下知して人足共にとらせたり、岡崎備中梶川長助裁許の土俵兩人杖を以追拂ふ利家公御覽被成殊の外御腹立にて御嬉嫌

あしく御父子の間もふしぶしに成箇様之時節に何の隔て有るべきといからせ給ふ片山内膳承り涙を流し御尤のたねをふるひて申譯いたしけり、齋藤刑部持ちける土俵に利家公御手を懸させ玉へは齋藤刑部たふれておき上りければ御笑被成御嬉嫌よく御座ならせらる六十ばかりの男持ちける土俵に御手を懸けさせ玉へば而はじき申上る急がはしき時の禮かと御意有土俵をいたゞき奉る是は長九郎左衛門被召置諸事用所を勤めけり奥村因幡に出頭して鈴木十兵衛に成る秀吉公出御ありて御覽被成古今稀成普請哉大納言の手を下し手傳せらるゝ事偏に夏の禹王の自ら鋤を持つて金花山の洪水を切ながし衆生を助け給ふも唯今の利家公の口さし是なりと興じさせ給ひけり、それ故諸奉行の人足ども汗水に成て精力をはげます頓而成就し秀吉公は舟にて内府の館へいらせられ利家利長の骨折古今有がたき様子也と一禮被仰利家の雁の繪の掛物見度よし御意に付即時に取寄御披見に備へ給ふ秀吉御意被成けるは土俵のあらそひにて利長父の氣色善しからずと迷惑のよし聞及ぶ中直りに利長に御出し候へて秀吉公手づから肥前守殿へ御渡し被成ければ御父子共に御嬉嫌よく座中高笑にておはします斯くて太閤秀吉公は八月朔日伏見の屋形へ御移被成御祝儀千秋萬歳天下の大小名は進物を上げ御目見筆紙の及ぶ所に非ず、同月廿五日に御能被仰付新作の謡をつくらせ給ひ申巳法橋金春八郎にふし拍子など吟味仰付仕舞なども成就し御能見物何れも樂さもよほしけり略

(23) 前田利長下令 慶長六年正月廿日前田利長土木の事に關し令を金澤の町人平野屋半介に下す(國初遺文覺)

(一) 普請の節鐵砲の者小者ともさよび出し使ひ可申事

(一) 釘板の事は右に申を使ひ可申事

(一) しのび返しの木の事はよろ次第小大ぜんに可申付事やくはゆるし可申事以上慶長六年正月廿日判(利長)半介

(24) 前田利長高札 慶長七年十二月六日前田利長高札を加賀河北郡中山村に立てゝ工事に従ふ者の農民を苦しむること勿らしむ(加賀國河北郡中山藏文書)高札普請の者共在々へのこみ百姓等に對しいわれする攻をしかけ或は四へきの竹木桑茶の木等を切り或は田畠のさくもうさいゑんぜんさいを荒し申者有之は押へ置注進すべし勿ち可成敗者也慶長七年十二月六日判(利長)

(25) 灌漑に注意 慶長十年十月五日加賀藩吏能登鳳至郡皆月村の灌漑に注意すべきを命ず(能登古文書)能州鳳至郡之内皆月村は當續日損大分之荒地難心得に付様子相尋候所に手末不勝手水割不相意故年々日損仕由沙汰之限に候以後江筋村々田地見合手末も水割相應多少無之様に仕江筋田地相應に日損不仕候様に可致者也慶長十年十月五日岡崎右近今枝與右衛門高島孫十郎皆村月彦方へ(加賀藩史料)

(26) 大和川改修 大和川はその開鑿以來遠里小野村及びその近村に水害を被らした事は

多大であつたその總ては知りぬが今中野氏等の記録中から尋ね得たものを此に収録する元文五年大和川南側堤防決潰して堺町の北部は大洪水であつた享和元年五月南堤防大和橋から四丁許西で六十間許決潰して南島新田山本松屋新田等流失した、文化元年八月二十五日夜より大雨二十九日朝五ツ時大和川假橋南詰堤防百二十間許決潰堺町洪水小櫻町にて水量五尺御稜道筋一面に大川となる、南島山本新田大濱へ流失堤塘一丁半余決潰十月堤出來十二月假橋架設十二年六月二十六日大和橋竣功渡り初あり二十八日大洪水にて假橋流失嘉永五年七月二十一日夜大風雨大和川大出水遠里小野村字清水高岸九十五間決潰慶應二年五月十四日大雨四五尺の雹降り交る大和川出水一丈七尺許渡舟劔先舟は遠里小野村寫真萩南畑地に流れ込み松本街道東半町許に土俵三重に積立て、水を防た此時同村及社一近村よりの人足七八百人を出した明治元年四月二十九日より大雨閏四月十三日大和川筋増水二丈許未上刻から越水となる堤防の決潰凡五ヶ所古市圓明大井苦村遠里小野であつた、中野信十郎の所持の畑地へ渡舟劔先舟二十艘許も流れ込み杉本街道北へ水越し東西九十間許も土俵三四俵積重ね近郷村々の人足凡二千人許にて打防たが水勢強く同日午後二時頃水勢二丈五尺になり字早刈茶屋前渡場からの堤防百五十八間の切所となつた水下では安立町五丁目南迄の民家流失しその侵水の村々は濱口住吉新家今庄家中在家勝間加賀屋北島新田で皆床上に及んだ加賀屋新田の汐堤二ヶ所十三間川の堤四ヶ所をも決潰した洪水見守りの役人は大阪府北司農局堤防方藤井廣平手代樋谷彌兵衛住吉社領役人大庭左衛門下役十五人で村々人足を指揮して居つた同月十五日から街道舟渡しを堺役所奉行大郷氏より遠里小野村に命じ一人に二三文宛を徴した遠里小野村街道筋となつた晦日より堤防假修理に着手した出張役人大久保加賀守留守居藤井順助今井帶刀家來下村兼住吉社領代官大庭左衛門三人立會にて村方人足日數凡四十日を要した、此堤防は國役普請で稼人足の外に助人足を近方より高百石に付二十人づゝを召集した、人足賃一人前二貫五百文助人足賃一人前一貫二百文人足を出した地方は南北花田村堺郷中農人町南側新田住吉社領中等凡正人足四千六百人と住吉郡兩組東成郡兩組島上郡西成郡北組等であつた、七月五日から又大雨で假堤防水越にてのりきり所々に渡舟ををいた、下街道は假橋をかけた遠里小野村の農作には舟渡不便につき板橋長四十五間の架設を堺役所に願つて架設した、八月二日國役堤防見分のため北司農局奉行陸奥限之結堤防人藤井廣平手代等上下八人で巡視し七月廣平堤防御用掛となり凡四十日許にて竣成した此水害で村々損害の程度に應じて救助のため攝津縣から金札を貸與した年五朱で十二ヶ年賦で返却することに定めた澤之口村の分は元年十二月に八十兩、二年三月に百九十兩であつた其の他の分は詳でない（墨江村誌）

(27) 八戸藩水害 明曆五年七月二十七日此日薄暮より風吹き雨を降らし夜に至りて風力漸く強く雨又從つて強し翌廿八日諸川漲溢し馬淵川大橋中央より左右五十間弱を流し十日市新井田川の二橋は全部流失したり而して八戸町諸土屋敷の建塀垣及び町家の建物等被害多く

域内北方の土居塀十七間餘崩壊せり。

(28) 馬淵川原堺界論 寛文八年六月朔日盛岡領相内村と當領名久井村に於て馬淵川原堺界論勃發し小田島庄兵衛、淺水源六、小山田六郎兵衛、代官荒木田甚右衛門の四名に命じ名久井村辰の口へ出張古人瀬主を招集し實地踏査の調書繪圖面を三戸へ送る、寛文九年正月二十一日本年六月以來の問題たる相内名久井の川筋堺界論に十月十六日に至りて漸く解決せり是より先去る七月朔日當方より送附したる調査書は三戸にて異議を唱へたるによりて八月五日再應小田島庄兵衛、紫波庄左衛門、荒木田甚兵衛、小山田六郎右衛門、淺水源六を出張せしめ三戸代官と立合兩村の古人の意見を徴したるに相内の古人三人中二人までは名久井古人と同意なりしも其後三戸よりの來書は全然古人の意見を無視したるものなりき、當時は我公も幼中の事故重信公深く焦慮せられ連日調査の書類に就き慎重の調査を遂げられ名久井川境二又村に盛岡の境塚を立て名久井論川の分は荒川と定めらる然るに尙十月十四日に至り盛岡より三上多兵衛を以て相内名久井の古人申立は何れも證據充分ならず採用し難し因つて論川の儀は双方瀧のロスハリ合より二又下□合中林目と荒川とに申付べしと名久井代官へ傳達す、本年二月着手したる領内境塚新設は漸く六月に至りて完結を告げ盛岡出役人と交換したる申合書左の如し

大膳太夫様御領志和郡同郡之内武太夫様御領分は境塚被仰付双方より出合極申定條々

(一) 瀧名川より堰上口双方二十七ヶ所有之候間堰留様も水引候儀も水干之時は不及申不斷も従前々有來候通可仕と申定候相互新堰立申間敷候右之外上手澤之内鬼清水掛如前々双方水引可申と相定候事

(一) 瀨川村葛丸村より南片寄村北片寄村大淵村南越田村へ之水掛志和堰上口従前々有來候様に仕水引可申候右堰の下に富澤村への堰有若此堰洪水にて破損仕於上兼候者志和堰の上に元來よりの富澤村の古堰拾候事

(一) 双方堰敷堰上口二十八ヶ所自今以後双方に新田披申候共水干之節は本田の□□に不成様水引可申候附右二十八箇所之□□洪水にて破損仕水於上兼候者双方相談を以て勝手能所より代堰相立可申候事

(一) 従山王海水剪出候春木今度新規之春木場迄高水寺堰流申定但春木流中に付堰端御境塚於破壊仕者春木流者共々破損繕方可爲仕と相定候事

(一) 瀧名川稻荷之前中川原之下より野澤堰口迄下者新畔は境より海道渡の上川原之双方へ境迄之五間唯今迄川筋者洪水に而一方へ川寄申候相互領付次第川除普請仕本川筋に水通可申と相定候事

(一) 三月中旬より八月迄者田地爲用水如何様之儀候共双方堰口之留相互爲破申間敷候尤兩御領水掛之内双方へ用候堰普請仕候時分水掛之地主共双方高次第人足出普請可爲仕候但水

掛百姓斗に而普請成兼候時分は双方役人相談の上加勢出普請可爲仕と相定候事

(一) 今度双方罷出見分の上相極申御境南者志和稗貫元來之御境丈淵堤の上より二森の下迄は續北者野澤堰口より油田新吟切下者新畔築留より大道瀧名川渡の上迄古道切西方山者二森より嶺續水瀧次第山王海王廻り三つ石より稻荷の上迄下者樋口の上に双方より川岸上下に塚有り稻荷前八戸御領の内新春木場中川原に双方の塚高水寺堀端に有高水寺除堰より野澤堰口迄瀧名川前八戸御領之内新春木場中川原に双方の塚高水寺堀端に有高水寺除堰より野澤除堰より野澤堰口迄瀧名川端に盛岡御領塚有附八戸御領土館村之内盛岡御領新山權現隱山有之候に付従前に有來候通双方より相改境塚爲築申候右之所は吟味仕御境塚相極申候事

(一) 双方御領分所々御境塚新吟共若以來破損仕候節者双方塚改以相談爲繕可申と相定候事

(一) 今度御塚御立被成候に付双方入込の田地は取替被成候村高目錄百姓小高御張並は境塚數間數畔付の御帳御繪圖何れ見分の上相改候御帳品は重判仕双方へ取遺申候事

右の條は双方吟味の上相極候書面之趣雖爲後々末々全違背有之間敷候仍而如件氏名

(29) 國許水害報告 享保十三年七月十六日公八戸を發し江戸へ向ふ途次日光へ往詣せり略幕府へ報告左の如し

(一) 高千九十一石三斗，志和郡損毛内九百四十石五斗四升，田形水押五十二石五斗八升，同永代荒八十五石一斗三升，畑形水押十三石五升，同永代荒落橋大小三ヶ所，用水堰三十二間押切

(一) 高二千六百六十八石八斗四升，八戸廻損毛内九百三十五石五斗三升，田形水押三十石六斗五升，同永代荒千七百七石五斗，畑形水押九十五石一斗六升，同永代荒落橋大小百五十ヶ所，川船一艘破船，用水堰百八十七間押切

(一) 高千九百五十四石九斗二升，長苗代通損毛内千二百二十九石六斗，田形水押七百十六石六斗六升，畑形水押百八石六斗六升，同永代荒落橋大小四十四ヶ所，堤切一ヶ所，往來押切百五十間，用水堀二百七十五間

(一) 高二千七百七十五石九斗六升，名久井通損毛内千二十五石九斗七升，田形水押二百一石六斗，同永代荒八百八十五石一斗，畑形水押六十三石二斗九升，同永代荒流家十軒，落橋大小三十ヶ所，流死馬十二頭，用水堰二百五十間，倒大木一本，山崩二ヶ所

(一) 高千九百一十一石四斗四升，久慈通損毛内八百一十一石二斗五升，田形水押八十五石三斗四升，同永代荒九百六十三石三斗五升，畑形水押五十一石五斗，同永代荒潰家十一軒，落橋大小三十一ヶ所，用水堰二百十三間

(一) 高千六百六十石五升，内六百五石一斗，田形水押五十二石七斗二升，同永代荒四百三十五石一斗一升，畑形水押六十七石一斗二升，同永代荒潰家一軒土藏一棟，用水堰百五十間

落橋大小八十五ヶ所ノ一萬四百六十二石五斗一升、尙是川堰の自費出願川缺に關る命令洪水被害報告等略（八戸藩資料）

(30) 宮川堤 正保三年より四年にかけ宮川堤を今の如くに嚴修した南北に百六十五間に及ぶ（五鈴遺響）慶守元年五月外宮火除の爲め土工を起して豊川を堀り新道を造り是迄辨天山忍穂井藤社の邊まで人家立並び其續に卅義寺あり北御門一鳥居にも人家の押し並び居たるを其の堺目を確定せられた、寛文十二年三月より北御門坂卅古間に土手を築き堀を掘らせた長さ百八十間後の所謂百間堀である、是より宮中と町家と界を隔て、火災不淨の患がない様になつた（世々のめぐみ）

(31) 牛谷坂開鑿 延寶二年十二月内宮長官藤波氏宣牛谷坂を開鑿したこの時の路は今より西方に彎曲して幅も二間位であつた、元禄十年九月上旬奉行所の下知にて牛谷坂道筋擴張の工事を始た奉行より宇治會合へ白銀五枚を下し左右の並木松賣却代金二十兩餘に及んだが人夫は六郷より五十人づゝ出したので費用は年寄の徳分となつたのである（守夏神主自記）

(32) 大湊普請 享保十四年五月大湊普請料金三萬八十兩下附せられた（岩田家文書）、今まで湊には防波堤が無かつたので同十三年七月八日の大風雨のため濱が大破に及びしより願出たものである（小林奉行所役人手記）

(33) 宮川堤防 寛保元年七月二十二日宮川大洪水にて堤防二百間決潰し翌二年二月幕府より之を修補した用金二千兩餘と謂ふ（神都春秋）

(34) 宇治橋供養 宇治橋の普請小制札取替などにも八郷割當の臨時貫錢を取立た覺○天保二年正月一金十八兩二步三匁九分、右大橋前御制札并御朱印寫の高札兩所兩覆駒寄等去春類焼に付造立入用高也右之内金五兩二步是は佐藤吉太夫師職株取立候砌爲冥加差出金百兩之利息是迄臨時貫之場所修覆等取賄候残り當時在高金也右差引不足金十三兩と三匁九分右八郷割金一兩二步八匁四分九厘（朝熊區會所文書）○兩橋普請に付入用○嘉永六年一金百四十五兩三步三匁七分四厘八郷割（同上）山田領に於て臨時貫の最も多額に上つたものは宮川堤防修復費である、大破の節は幕府の力に俟たねばならないが年々の洪水による小破の如きは地内に於て支辨せねばならぬが爲である、諸例綱目集成によると宮川堤修復入用貫之事

(一) 宮川堤大破之節は公儀に御願申上御普請被成下候先格に候得共小破之節は修覆之儀於會合所取斗入用金高に應じ或は一貫或は半貫（一貫高銀十八貫四百五十目半貫貳百二十五匁）町在に而貫取申候過不足は會合にて融通いたし置候而入用高何程と積り勘定いたし貫取候儀無之處は改正後は破壊有之候節は入用凡そ積立町在へ入札爲致被下札之者に請負申付入用金高其時々貫取申候寶曆五年以後破損による修復入用金高總計千三百八十五兩一步に上り貫取集高金九百三十五兩二步五分と見へてゐる（宇治山田市史）

(35) 小脇川引水論 應安五年五月十四日興福寺雜掌二人（觀運頼秀也）來事書餘江與梯

御園下郷用水相論事也、しかる沙汰之由仰之興福寺雜掌二人頼賀被國指云々持參の事書とは
 鯉江と梯御園下郷と用水の相論の事である相應の沙汰せよと仰せられた雜掌は文字の如く雜
 務を辨掌するもので社寺の所領權門の庄園等にあつて年貢以下雜事を取扱ふ者事書とは何々
 の事などの個條書にする文書此記事は愛知川から引く灌溉用水の相論で下の郷關係は小脇川
 吉田川等である上流の興福寺及守護の事等で思ふと脇川の引水論のやうである

五人組

(一) 略

(一) 用水の儀先規の例を以兼て相定渴水之節淨論無之様に可仕事

(一) 洪水之節は庄屋年寄百姓不殘罷出田畑不流様に可仕堤川除井堰溜池之普請常に無油
 斷可仕候大破之所在之時は可申出事

(一) 往還之道橋は不及申脇道にて常は無油斷繕候而人馬通路無難儀様に可仕事、附有
 來候道並堀溝を田畑へ切込申間敷事

(一) 略

(36) 水車 一札之事

(一) 此度私儀水車仕度候に付當丑年より來る戌年迄十ヶ年之間御頼申入候處御承知被下
 則用水之指障りに相成候儀毛頭仕間敷候然早越の碓何時に而も不拘水門引明ヶ被下候共一言
 之申分無御座候爲後日仍而如件文政十二年巳丑九月同郡市田村車主甚左衛門證人徳右衛門神
 崎郡金堂村御役人衆中

(37) 川除人足 江戸時代彦根藩は川除奉行を置き河渠等にかかる管理をさせ郷村よりは
 其工事人夫を徵集した御園村の志賀氏は郷士であるから夫で川除人夫の應徵を免除された事
 であろう、木流の川除人夫通によると愛知川の越にて愛知郡まで役夫が出て居る(御園志賀
 文書)覺(一)神崎郡今代村志賀茂兵衛河除人足之儀理り申所承届筋中相談を以河除人足一
 人引遣候間向移筋贅候共此書付を以斷可有之者也仍如件寛文十三癸丑年二月廿八日宇武兵忠
 吉印花押大所右重岑印花押神崎郡今代村志賀茂兵衛殿同惣介殿

(38) 川除御普請人足通 嘉永七年寅秋川除御普請人足通木流村 (一) 高百九十一人足
 役出高内 (一) 二十人宇小田本土手切所に繕 (一) 拾五人同所抗二十立替人足九月二日
 (一) 二十八人東圓堂へ遣八月廿六日 (一) 三十三人長野中へ遣同廿七日 (一) 二十人右
 同所同廿八日 (一) 三十五人八鳥遣同二十九日 (一) 十人神中村へ遣同晦日 (一) 十
 五人ゆるか上遣同 (一) 十五人小幡へ遣メ百九十一人右之通差引相濟者也十二月南川除方
 元メ中印(七里共有文書)永六十五貫五百四十四文九分七里村右は川除高役人足代金五石代
 去巳年分請取候事(明治二)年十一月九日大津縣出掛石黒大局、山田權大局、三宅大局、柴
 山大局(近江神崎郡志稿下卷)

(39) 堀川 舊藩主初代黒田長政公の時舊幕府に出願の後、家老栗山大膳に命じて起工せしめられしに栗山氏故ありて出國し隨て工事も中止になり居りしに第八代繼高公の時(寛延三年の頃)家臣柿橋又之進氏に命じ再び起工あり、日子を費す事百二十ヶ月寶曆九年に至り全く功を終へたり(今を距る百三十餘年)、世々吉田の切貫と稱し岩石を穿ち今猶鑿痕の残れる所、長さ四百廿尺巾三間あり元來遠賀川(嘉摩川とも云)の水勢を殺がため鞍手郡木の屋の瀬村より分ち、洞の海沿ひまで長二里二十丁堀り通じたるものなるが今は専ら石炭の運漕及灌漑に供し八千餘艘の船は日々四百乃至八九百隻上下し其の便益大なれば寶川の名さへ付するに至れり此の顛末は明治三十二年折尾驛に建設されたる長成侯爵の撰文堀川疏水の碑に詳かなり(抑邇山人)(福岡縣郷土史誌藤野碍雄)

(40) 常陸堰 下野芳賀郡檜山の地にありて此村の用水となせり

(41) 赤澤江 明曆三年始めて造る那珂川の水を引くこの村より數里の地を経て岩葉村に至る田方二千石餘の用水となる寛保の頃より水のり悪しくなりて寶曆七丑年洪水にて大に壊れ明和九年再興の舉あれども遂にならずと土手形のみ存せり(檜山村)

(42) 水除土居 長さ三百六拾間餘高九尺程あり文化二丑是を築く(上泉村)

(43) 黒川堰 長三拾三間幅十二間あり黒川堰と號す(白羽村)

(44) 新川 元録十四年二三月の間備前渠より分る新川を渠つ下町の水害を除き且つ田に灌ぐ爲なり、是れ義公の遺志なり、此時郡奉行は鮎澤伊太夫也其小吏片岡左手平市毛津衛門これを役す人足六萬二百五十三人(溫古録補遺)(水府志料)

(45) 箱根山堀鑿(水竈)箱根山を鑿て湖水を引き深良に至ること二里なり、其水筋は箱根山を堀貫くところ長七百二十一間一大堀割るところ長五十七間なり、其水かゝる村々は深良より下をも新宿伏見街道筋なりに至る迄廿九ヶ村の水田に灌ぐ、この水竈は寛元六年丙午七月より友野與右衛門、長瀬半兵衛など請負人にて堀始め同十年四月普請成就し同十一年五月水始めて下り翌子年五月水十分に下りて廿九ヶ村に灌ぐことをゑたりと云ふ、小田原領主稻葉美濃守家臣小山源兵衛工夫を以て是を鑿に依て今も小田原領主支配なり、此地は水湯の場にて毎村用水を引んとする民の艱苦思はかるゝことなり、樋の條にも定る如く黄瀬川の水を九尺乃至一丈も堰揚げ水竈に入れ二百間其の餘も土中を通じ漸く田間の小溝に出し水田に灌ぐなるに黄瀬川の水のみにては乏しき故に箱根湖水の上三尺とり此水竈に落し五十七間の間は堀割の左右の岸に石を積み川の如くにして當村に至り黄瀬川に落し毎村へ堰入て用水とす(駿河志料)

(46) 附記 大阪道頓堀開鑿者故安井市右衛門歴地二十五豐臣時代大阪運河考、幸田幸成氏歴地十一の最近贈位せられたる筑後川浮羽郡五庄屋の事蹟、宮原大澄氏國史に於ける港

の關係、久米邦武氏史學雜誌八の二に徳天皇の治水工事、幸田氏加藤清正木像及肥後に於ける治水工事、小林庄三郎氏熊澤蕃山の治水策と岡山藩の治水施設、岩崎氏歴史地理六の六武田氏治水事業の一斑琴陵木曾川工事と薩摩義士の贈位岩田氏中央史壇十一年七月高木三家のこと、新井白石と街路取締樋畑氏歴地三〇の三、武田源左衛門新戸部傳の事蹟利根川治水論考、黑板氏河村瑞賢のこと境港の研究等參考

(47) 運輸の事 太古の時人文未だ開けずと雖も陸には道敷神ありて道路の事を掌り海には速秋津日命ありて諸津を掌る其運漕の具には天磐船、埴土舟、天羅摩船、諸手船又天羽草あり、海陸運載の法略既に備はれり太祖一統の後に及びて歷朝力を用ひられしかば諸道には道守氏あり、其渡濟には度守氏ありて運輸を管し租調人馬の貢獻往來滯ることなかりき、當時海運の航路近畿に河内の日扨津あり茅渚山城水門あり、難波濟あり務古水門あり、西海筑紫に至るには丹波に浦掛水門あり、播磨に鹿子水門、吉備に穴濟、安藝に淳田水門、周防に佐婆津、穴門に豊浦津又向津あり、豊後に宮浦あり、筑紫に山岡水門あり、薩摩に竹島水門あり、東海蝦夷の境に至りて下總に葦浦玉浦、常陸に行方津竹水門あり、南海には紀伊の徳勤津あり、北海には角鹿津あり、海路開通して舟楫の利海内に普し（日本紀古事記常陸風土記書記通證）神功皇后三韓を征服せしより外蕃の貢船皆路を對島に取りて筑紫の郡大津に輻湊す、郡大津は今の博多の津なりと、これより又東して海路津國に至りて難波に入る難波は中國の大津にして郡大津は筑紫の要津なり、此を以て難波又は津守氏あり船舶漕運の政を掌り且海神を住吉に奉祀して以て海路の安を祈る（日本紀姓氏錄肥前風土記和名抄）大寶の制諸國司攝津畿太宰府並に道橋郵驛過所公私馬牛等の事を掌る凡津橋道路は毎年九月半より當界修理し十月迄に訖らば其要路の陥壞して行旅に妨げあらんものは時月に拘らず若國司の力にて辦し難きは官に申請せしむ、凡そ要路の津濟には船を置きて運び渡らしめ度子は二人以上十人以下二人毎に船一艘とす又諸道をば大路中路小路の三等となし三十里毎に一驛を置き各驛長驛に驛馬等ありて行旅に便し其費用は驛田を置き其收穫を以て支度に供す（令義解續は本記萬葉集大意）桓武天皇は三關を廢して中外隔絶し公私往來稽留の幣を除き南海其他の諸道に新道を開き諸國驛家の破損を修理し諸津には舟楫浮橋を設けしめ云々（續日本紀日本後紀日本逸史）初天平中僧道登道昭行基等の徒海内を周行して諸處の橋梁津濟を修築し船舶の便の爲には船瀬を導きて往來度通の便をなし云々（類聚三代格行基年譜古京遺文）（日本制度通三）

(48) 川欠水堀地所改の事 (一) 川欠水堀等を吟味するには先論所繪圖を取る此繪圖の仕方は先川の形を書き田畑へ缺込みし所、缺殘し地所共に認め置き其上へ川欠なき以前の田地地形川形共に有をかふせ繪圖にする也尤も田地の伏様水帳の順を以て川缺田地左右跡先共に認め川缺田地並に其外の田地缺殘り分共に上中下の位反別持主の名字まで銘々に記しかふせ繪圖の下へも缺殘り其外前後左右共かふせ繪圖の通り田形と記し一枚限に上と下と選ばざる

様に合印の番付をなすべし、此の如く認め置其場に至り水帳に引合せ吟味すべし、右の如くすればかふせ繪圖の形と其下の形とにて順に成りし分缺残りし分明細に知るなり、此繪圖の形と其下の形とにて川缺に成し分缺残りし分明細に知るなり、此繪圖を以て川缺に成りし場所へ引合せ吟味すれば皆缺何程割缺何程は分明に分るなり、然る上殘田畑へ芋を入残り歩を改むれば川缺に成し速に知る、併し田地は延なるもなれば外の生歩の田地をも改め其書出しの反別と引合せ若延あれば其延の割を以て川缺の歩へも缺残りの歩へも其田の反別に准し双方へ相應に延を付て缺反別殘反別を定むべし、水堀地成とも右の心にて改むべし尤場所に寄吟味の次第有べし（地方落穂集卷四）

(49) 河川修繕諸藩興役 寛保二戌年十月川々御普請御手傳并掛役人等之事松平大炊頭、松平大膳太夫、吉川左京、細川越中守、藤堂和泉守、阿部伊豫守、仙石越前守、京極佐渡守、伊奈熊太郎、稻葉萬治郎、間部若狹守、右の面々關東筋川々御料私領共御普請所御手傳被仰付候間可被得其意尤承合等有之候はゞ可被談候右の通に候間場所割合等可被相伺候佐々木源左衛門、御目付中山五郎左衛門、右御普請所見廻り相勤候様申渡候間可被得其意候松平大炊頭御普請所（御使番加藤左兵衛、御書院番高力攝津守、組多賀外記）松平大膳太夫、御普請所吉川左京（御使番戸川内藏助、西丸御小姓組堀豐前守、組寛新五左衛門）細川越中守御普請所（御使番島田庄五郎、西丸御書院番中根大隅守、組酒井與一郎）藤堂和泉守御普請所（御使番松前隼人、御小姓組青山備前守、組花房庄右衛門）阿部伊豫守、仙石越前守、間部若狹守御普請所（御使番菅沼藤兵衛、御書院戸田備前守、組秋田原太夫）京極佐渡守、伊奈熊太郎、稻葉萬治郎御普請所（御使番奥山甚兵衛、御小姓組大岡土佐守、組久世三之丞）右之通奉行被仰付之右之趣被得其意割合等致し可被相伺候此外御代官等之儀且又御勘定組頭も見廻り可然申談伺書可被差出候十月神尾若狹守水野對島守

此度之御普請御救之儀にも候間其心得を以其邊村々之百姓を差遣可申候尤名主等人夫差引候之様可被申付候當地町方之者入交り候可は紛數儀も可有之候間左様は無之様に相心得勿論當地町方人足請負等之事無用可被致候尤神尾若狹守水野對島守可被承合候

右之通御手傳之面々江相違候間被得其意可被談候

松平大炊頭

御手傳之場所

上利根川北側、烏川、神流川、渡良瀬川

右之通に候間可被得其意候尤神尾若狹守水野對島守可被承合候

松平大膳太夫

吉川左京

御手傳之場所

上利根川南側

右之通に候間可被得其意候尤神尾若狹守水野對島守可被承合候吉川左京御普請場所之儀は其方江勝手次第申渡候様可被致候

細川越中守

御手傳之場所

江戸川庄内古川共、古利根川、中川横川共、綾瀬川
右之通に候間可被得其意候尤神尾若狭守水野對島守可被承合候

藤 堂 和 泉 守

御手傳之場所

栗橋御關所前、島中川邊領、向川邊領
襷限堂川、思川、赤堀川、鬼怒川
右之通に候間可被得其意候尤神尾若狭守水野對島守可被承合候

阿 部 伊 勢 守

御手傳之場所

下利根川

仙 石 越 前 守

御手傳之場所

小 貝 川

關 部 若 狭 守

御手傳之場所

新利根川
右之通に候間可被得其意例尤神尾若狭守水野對島守可被承合候

京 極 三 佐 渡 守

御手傳之場所

荒川芝川共、星川、元荒川

伊 奈 熊 太 郎

御手傳之場所

荒 川
右之通に候間可被得其意候尤神尾若狭守水野對島守可被承合候
右之通御手傳之面々江相達候間被得其意可被相談候
十 月

御勘定組頭

支配勘定

御勘定

八 木 半 兵 衛
堀 江 荒 四 郎
件 十 郎 右 衛 門
齊 藤 新 八 郎

野 田 次 郎 右 衛 門
山 口 仙 右 衛 門
青 木 次 郎 九 郎
齊 藤 又 五 郎

伊 藤 覺 左 衛 門
木 多 角 十 郎

右は先達而川々手分に而見分候間右手分け川限に此度も二三度も見廻り前方破損之様子御
普請之代方出來方等引合且又此度川通御普請之儀は右之者共一同に懸りに仕諸勘定取締り共
に可遂吟味候

原 新 六 郎
柴 村 藤 右 衛 門
近 藤 萬 五 郎

石 原 半 左 衛 門
幸 田 善 太 夫

右は川通り懸り限り御普請目論見御入用帳も被差出候之間右懸り限に御普請中相濟候迄其
場所に罷出入念可相勤候

十月

此度川通り懸り限に御普請目論見御入用帳も被差出候之間右掛り限に御普請中相濟候迄其場所に罷在入念可被相勤候

十月

一 吉川左京場所は大膳太夫勝手次第申渡候様に相達候間可有其心得候承合有之候はゞ先格之通可被致申挨拶可然候事

此度御普請之儀は御敷之ため券々候間其心得に而御普請所江被出候家來共而々召遣候供廻り等人數随分可成程は人少々召連れ惣而物事花美無之様に急度可被申付候水損所百姓家居間狭く何も人數多召遣候而は可及迷惑候間不及申候得共御普請粗末無之且人夫召遣候儀は不足無之様に相心得賃錢不滞様に入念可被申付候

右之趣御手傳之面々江相達候間可被得其意候

一 川々御普請人足其邊之百姓を遣ひ可申儀勿論に候左候はゞ懸り之御代官より近郷江相觸人足を集御手傳方役人江人足相渡申事に候哉若賃錢之多少を論じ人足出兼候様申狼成儀は有之間敷哉之事

一 御普請積り帳面は人足一人米一升七合宛之賃米候得共定而米に而拂申に而は有之間敷候當時之直段を以錢拂に可致歟右賃錢之事平年は一人百錢宛に而候はれば百姓難出候故人數積りを増早走一人百錢當り候様に積り立候由風説有之候之事

一 若百姓出兼候節は御傳方より御代官を頼金銀を相渡し雇出し候事も可有之候ヶ様之儀に而は彌紛敷儀出來可仕哉之事

右之外にも百姓共は勿論名主小役人等私曲我儘成儀不仕様に懸り之御勘定奉行無油斷心を附可申事

十月

神尾若狭守

水野對島守

一 今度川々御料私料共に御普請被仰付候儀御敷之ためにも候得ば其邊之村々百姓を遣ひ候様にとの儀御手傳之面々江も相達候通に候何も奉行被仰付候事候條右之心得を以取計可被申事

一 御普請之儀繪圖目論見帳面之趣於其場所に引合可有見分候但破損所敷多之儀最前目論見御普請所當時水筋付寄之たがひ又は切所下水の淺深に而出し堤引堤埋坪藏出し杭葦出し羽口等當時之様子により差略も有之所は人夫之増減も有之事に候間右體之場所は右寄も有之候はゞ其場等懸り之御代官御手傳役人江相談場所見廻り之御勘定組頭等江も承合いづれにも評儀宜敷方極候様可被仕候事

一 人足遣ひ方之儀江戸請負人足は一切不相用在方人足老人女子共迄夫々に遣ひ候筈に候江戸受負之者杯有之哉心を付可申候尤懸之御代官より近郷江相觸人足を集め御手傳方之役人江相渡に而有之候若賃錢之多少を論じ人足出し兼候様成事有之候はゞ御代官江其旨申達甲乙無之様可被取計候且又水難之村江は不相隣差而不痛村江掛り人足出させ候様成事可有之哉心を附可被申付事

但御手傳方に而も無用之費無之様に可被申付候事

一 人足出方不宜杯とて御手傳方より御代官を頼金銀を遣雇出申事も可有之哉ヶ様之儀に而は彌紛敷儀も可致出來候委細に了簡差引可有之候事

一 御手傳方役人精を入粗末に無之入念候様可被申付候尤御普請役御代官手代其外御普請所江罷出候村々名主組頭等不宜儀有之歟不精に相見え候者有之候はゞ御手傳奉行又は御代官へ申達其正にも致方

不宜候はゞ引替候様可被致事

一 御普請所役人並人足等迄百姓之四壁作物等不踏荒様に御代官より申渡管に候得共猶又場所々々江罷出候役人江心附可被申事

一 百姓共之事故多分御不慮之儀も可有之候何れにも人夫不相屈御普請はか取候様に相心得自分には勿論御徒目付御小人目付並家來共迄能々申含め惣而がまつ成儀無之様可被申付事

一 在方之儀可致止宿所敷少可有之處御手傳之分人宿小屋等割取候はゞ別而可及混雜候左様之所は程を隔旅宿いたし候様可有勘辨事

一 在々而御普請人足之外可成程は自分に人夫召仕申間敷候若不召仕候而不叶儀も候はゞ御普請人足賃之割合を以賃錢可相渡候御用之外無賃之人足召仕間敷事

右之趣見廻り候御目付川々は普請奉行江相達候間可被得其意候

十 月

(50) 延享四年御書付

延享四卯年十一月

川々御普請御手傳被仰付候御書付

富士川、安部川、酒匂川、原吉原道造共

大井川、天龍川、舞坂宿浪沼共

甲州川々

美濃國川々

神尾若狹守江

有馬中務大輔

松平土佐守

黒田甲斐守

松平勝五郎

中川修理太夫

丹羽若狹守

右之通り御普請御手傳被仰付候承合有之候ばゞ可被談候尤堀江荒四郎、井澤彌惣兵衛相談可被勤候其方儀者彼地に罷越不及候右に付相伺候儀は雅等頭江可申聞旨御手傳之面々江申渡候間可被得其意候

堀口荒四郎

井澤彌惣兵衛江

右同文言

以上 (引書口教令類等)

寶曆三亥年六月

領知之内川普請有之面々老若江御廻之事

按に是れ定例なり故に以下詳記に及ばず

濃州勢州尾州川々御普請無仰付候付領知御普請被仰付面々爲御禮老中支配之分は老中江可相越候若年寄支配之分は相模守若年寄江可相越候病氣幼少之分は名代在邑は飛札可差越候

右之通可被相達候尤西丸御目付江も可有通達候

(引書口御書付留寶曆撰)

(51) 明和三戌年御書付

明和三戌年

川々御普請に付御書付

大目付江

前々御手傳御用場に而諸色高直に賣買いたし別而錢相場舊値に致候由相聞候此度濃州勢州甲州川々御普請御手傳被仰付候に付右體の儀無之諸品錢相場共引上不申有來直段を以賣買いたし賣一切致間敷候若不埒之物有之追而相知候共逐吟味答可申付條此旨領主地頭より可相觸候。

右之通濃州勢州甲州近邊領知有之面々江可被相達候

二月

小野日向守
室賀源七郎
石野八太夫
古坂與七郎
川井次郎兵衛江

此度濃州勢州甲州川々御普請御手傳に付於小屋場役人江料理又は菓子酒等出之其上音物も有之間敷事に候條右體の儀無之様相心得家來江も其段急度可申付旨御手傳之面々江申渡候間御修復中右之趣一切受用仕候儀堅無之様可被心得候尤支配之者共江も其段急度可被申渡候

二月

小野日向守
室賀源七郎
石野八太夫
古坂與七郎
川井次郎兵衛江

惣而御普請御手傳被仰付面々御用に相掛候家來共衣服其外に到迄銘々花美を盡し御用外無益之失墜等相墜候趣相聞此度は在々川々御普請之儀に候得は相互に被申合無益之儀を省會所小屋江等迄も随分手輕く決而花美成儀無之様被心得御用に懸置候家來着類等迄有來を相用右に准諸事費を省場所柄も有之儀に候は別而不見立様可被致候

右之通御手傳之面々江申渡候間爲心得相達候

二月

小野日向守

室賀源七郎

石野八太夫

古坂與七郎

川井次郎兵衛江

前々より諸大名御手傳被付右御用懸相勤候御役人之儀は場所取メり第一に心掛公儀御損益は勿論御手傳に而も無益之諸失墜有之候は心付可申儀候處其儀相ゆるみ候様相成候趣相聞候御手傳方に而は諸事公儀を重し警御役人中より聊之儀申達候而も御用筋大切に存御用の外無益之失墜有之候とも無食着懸り御役人末々迄様子宜敷様にと而も心懸候儀に候得ば懸り之面々末々迄も右之慎專要之事に候へ共決而心懸候様申合第一に候然る處懸り末々程其儀を不辨諸大名御手傳は誠に御奉公相勤候事故右體無益之筋有之候而も公儀に不抱儀に付御手傳方之失墜は不爲相省殊御手傳家來等江少々之御用談も事六ヶ敷相談候様成も有之由其掛り御役人方江出入候町人を御手傳方江請負申込遺候儀なども有之由粗相聞左様之儀は有之間敷事に候以來御手傳御用懸相勤候末々のもの迄場所取メり公儀御損益を第一に心懸陪臣江も御用中日々及應對候儀に候間別而慎專要にいたし御手傳方に而不事馴誠御用外無益之諸失墜見受候儀は其段頭支配江申立爲相省御用等承合候は相分候様得と申談尤出入町人等請負申込候儀は堅無用たるべく旨何もより急度可被申渡候

二月

濃州勢州甲州川々御普請被仰付候に付領知之内御普請有之候面々爲御禮老中支配之分は老中江可相越候若年寄支配の分は右近將監若年寄中江可相越候病氣幼少之分は名代在邑は飛札可差越候

右之通可被差越候

八月

(52) 安永八亥年御書付

安永八亥年二月

川々御普請に付諸邑下直可致旨御書付

今般尾州濃州勢州川々御普請之儀御手傳被仰付候然處前々御手傳之節竹木石其外諸邑直段無謂高直に致候儀も有之様相聞候右體之儀は有之間敷事に候依て此度御普請中竹木石は勿論其外諸邑共可成丈下直にいたし御普請不差支様村々より賣出可申旨御料は御代官私領は領主地頭より早々村々江可申渡候

右之趣尾州濃州勢州領分知行有之面々江可被相觸候

二月

以上（引書口教令類等）

(53) 寛政三亥年御書付

寛政三亥年十二月

御普請御手傳被仰付間敷旨之御書付

大目付江

當年秋中諸國度々之風雨別而關東東海道筋等川々出水其外高浪荒所多分有之御收納甚減候上急夫食等御入用も不少右川々御普請御入用も大造之儀午年之損所にも不相劣程之事に付御手傳にも可被仰付候得共近年打續御手傳度々被仰付候上之儀右體非常之御入用御備向之ため兼々御儉約被仰付候儀に付此度以思召右川々御普請皆御入用と被仰付御手傳並御普請御用等被仰付間敷旨被仰出候必定右之御趣意相届候儀も近年諸公取締宜御儉約も相立候故と御機嫌に思召候此趣御入用等に相接候向々江は申聞候様にと御沙汰に而候此上猶更御儉約に出精可被心配候

別紙被仰出候趣向々江達之儀御入用江接候向と有之聊に而も失費等無之は御儉約之御趣意相立候事に付多少の謂にも無之候左候得ば先は諸役不洩様に申通候様可被致事に候

一萬石以上之面々江も御禮後などに無急度爲心得席限に寫一通宛被爲見候様に可被致事並御三家御城附江も同様に可被致事

（引書○御書付部類分）

(54) 天保八年御書付

天保八四年二月

川々御普請御手傳被仰付間敷旨御書付

大目付江

去年は諸國度々之大風雨關東、東海道、甲州、濃州、勢州川々出水荒所多く御收納も甚相減急夫食其外米價高値に付市中輕きもの共江御救筋も不少右川々御普請之儀も大造之事に而殊に當年は格別之御大禮且所々御普請等萬端御入用差添候折柄故川々御普請は如前々御傳にも可被仰付候處去年諸國一同違作可爲難儀との以思召此度は川々御普請御入用は被仰付間敷旨被仰出候

二月

（引書○御觸書）

(55) 嘉永四年伊勢守殿御渡

嘉永四亥年七月六日

川々御普請手傳御免之事

伊勢守殿御渡

近年相續御普請御修復所御廉多し其外臨時之御用途筋多分に候處此度濃州勢州尾州川々御普請御入用も是又不少儀に付御手傳をも可被仰出候處打續御手傳被仰付候上之事にも有之殊に近來類境并領分損毛等之向も多分に有之上海岸防禦筋之儀追々厚御世話も有之候に付而は銘々自國之備方無油斷取計候趣に御聞是以費用も不少彼是に付今般右川々御普請之儀は思召を以皆御入用に被仰付御手傳は有間敷旨被仰出候付而は猶又無益之入用相省質素儉約相用銘々自國之備筋行届候様厚く可取計旨向々江寄は可被達候

七月

(引書○御書付留)

(56) 裁許

寛政十一未年三月廿五日落着

下野守掛

越前國大牧村外六ヶ村と同國正善村外十六ヶ村堤上置出入

松平越前守御預り所越前國坂井郡大牧村外六ヶ村訴候者字鬼邊堤江松平和泉守領分同郡清永村外十六ヶ村之もの共多分之上置いたす旨申出に付裏判を以呼出令吟味處地所之難決地改之もの差遣再度吟味之上鬼邊堤之内正善村白山權現社際より清永村地内迄堤高當時有形之通り相心得一村限定杭を打置以來切所其外缺崩等出來之節者取方立會取繕且姫王辻兩村居屋敷添置土之分者前後に見合高低無之様いたし和融之上及再論間敷旨申渡證文申付松平越前守御預り所役人堀太右衛門、松平和泉守家來小熊源兵衛、有馬左兵衛、佐渡家守來長田文左衛門江も今聞之目安返答書繼合裏判消に遺す

鈴木宮左衛門手代

地改 内田宇八

瀧川小右衛門手代

村上次郎右衛門

差上申一札之事

私共出入地所之儀災難御決爲地改御代官鈴木宮左衛門様、瀧川小右衛門様兩御手代中被差遣論所堤御見分之上猶又被遂御糺明候處訴訟方に而字鬼邊堤江相手方之もの共多分之置土いたし候申立候得共寛政之酉年其後去る卯年兩度之御普請出來形帳と御見競今般堤通御改之處高低無之寛保之堤改帳江御見候而者當時に有形之方却而低候上者置土いたし候由之申分難相立相手方に而普請修復等者前後之有形に見習取繕新規之上置等不致由も既姫王辻兩村居屋敷添置土之場所も有之候間聊も置土不致出水之度に洗流し踏滅等に而近年端地低に相成候との申分者難立其外無根據申口迄者双方共御信用難成故御取用不相成候依之被仰渡候者鬼邊堤之内正善村地内白山權現社際より清永村地内迄堤高當時有形之通相心得一村限定杭を打置以來切所其外缺崩等出來候節者双方立合取繕且姫王辻兩村居屋敷添置土有之分は前後に見合高

低無之様いたし双方和融之上以來及再論間敷旨被仰渡一同承知奉畏候、御請證文差上申處如件

松平越前守御預り所

越前國坂井郡

大牧村 上小森村 下小森村 取次村 安澤村

松平和泉守領分

同郡

石塚村 井向村

右七ヶ村總代

上小森村 長百姓

寛政十一年三月廿五日 訴訟方 八兵衛

下小森村 頭百姓 甚左衛門

石塚村 長百姓 吉右衛門

松平越前守御領り所

同郡

西善村 姫王村 西法寺村 辻村 堀越村

松平和泉守領分

同郡

清永村

右六ヶ村總代 西法寺村 長百姓

相手方 重左衛門

清永村 庄屋 安兵衛

追而相手方江加り候

松平越前守御預り所

同郡

定慶村 池見村 油屋村 樂園村 折戸村

島村 新保村

有馬左兵衛 佐領分

同郡

高柳村 東村 石丸村 川崎村

右十一ヶ村總代

折戸村 庄屋 安兵衛

東村 庄屋 九兵衛

御評定所

文化六巳年正月二十六日

濃州寺田村外二ヶ村河渡村外一ヶ村と堤築立出入吟味伺書

書面伺之通哉許可仕旨仰聞承知仕候

巳二月三日

評定所一座

安藤對馬守殿領分

濃州方縣郡

訴訟方

寺田村

外二ヶ村

元辻六郎左衛門御代官所

當時三河口太忠御代官所

同郡

相手方

河渡村

外一ヶ村

右寺田村外二ヶ村訴候者宇夕部ヶ池惡水路江河渡村外一ヶ村に而新規水除堤築立候條難心得旨申出候

一 河渡村一ヶ村答候者前々有來之小土手取締いたし候迄に而新規之儀企候に者無之旨申上候

一 右出入脇坂中務大輔方江訴出候御双方評定所江呼出吟味仕候處地所之儀難決に付爲地改御代官恩田新八郎元堀谷文右衛門兩人之手附差遣再應吟味いたし候處寺田、上會我屋、下會我屋三ヶ村者長良川西手之村方に而河渡輪中と唱元來低地に付右村々地先より相手方河渡、生津兩村地先迄引纏ひ候大堤を以長良川之水難相遁内郷惡水者所は塚樋より右川江吐落し出水之節者上郷より之押水上下會我屋村地内字根尾川江落込是又長良川江落合候處近來床高に相成却而逆水いたし輪中一圓水中に成川面之水引落候迄者内郷數日相湛其上上下下會我屋村地内に之候宇夕部ヶ地者一體涌水強手生共堀筋に惡水相嵩少雨にも最寄之田耕地一圓に押開候故生津村を除今般之訴答四ヶ村并論外高屋、柱本兩村を加都合六ヶ村組合先年より河渡村地内長良川通江宇古城塚と唱候惡水吐補理置相互に水難相遁候處去る子年九月相手方之もの共人足大勢差出夕部ヶ地惡水堀西條通河渡村地内穿比津鬼土橋際より寺田村地境之邊迄凡長四百四十間餘之場所高二尺餘、敷一間程之新堤築懸候間驚入差留取拂之儀度々及懸合候處古形取締候杯跡形も無之儀申紛候得共既天明四辰年今般之論所より二十間程西手北方道と唱候

作場迄を河渡村に而上置いたし候に付寺田、上下會我屋三ヶ村より差障懇談之上取極候道高も有之

本文濟口證文相糺候處千種六郎右衛門美濃郡代之砌双方共一支配に而及出入懇談之上字廻り釜土橋より比津兎出口三ツ又之邊迄延長三百九十間程之内都合十六ヶ所に而地所に應じ田面より道高一尺餘に極間後右高より上置不致筈に而扱人一同連印與書いたし置候段者河渡村も相辨罷在論候

論所惡水堀縁通に古來土手形道形高等有之押水相さゝへ候儀に候得者聊之高下を争ひ北方道上置に差違可申筋無之今般之論所に高敷口極無之段全新規之證據に付築立候堤者不殘爲取拂候様いたし度旨訴訟方申之相手方に而者河渡村者中山道往還宿場に而生津村、長良、絲貫兩川附に而訴訟方同輪中之段者相違無御座河渡、生津兩村者就中之地低故例年水損難遁間夕部ヶ池より河渡村地内江訴訟方申立候通幅四、五間之堀筋附長良川圍堤江古城塚と唱候長十三間、内法六尺、四方之惡水樋一艘河渡、寺田、上、下會我屋、柱本、高屋六ヶ村組合高割に而人夫差出御入用を以御普請相仕立右惡水堀浚上者前々より有之左右之小土手江搔揚候仕來之處柱本、高屋兩村惡水路者天和元四年宇天王川江堀替候に付夕部ヶ池惡水堀もおのづから水行相減候故右土手手入も等閑に打過まばらに小土手之形而已相殘有之近來度々之滿水に而長良川通連々埋床高に相成内郷之惡水吐兼纒之雨にも夕部ヶ池之流水堀筋に溢、河渡、生津兩村耕地一面に押開年々水損難儀いたし候に付前書有來之小土手右兩村申合去る子九月二十六日自普請取掛土持いたし候處訴訟方三ヶ村之もの共差障新堤築立候杯申懸候段却而難心得長良川通大水に而根尾川より之逆水引受候者輪中一休之儀に候得共相手方耕地は地低故内郷降濁水も引受難儀に付古城塚樋歩廣げ等之儀度々懸合候而も論外高屋、柱本兩村者承知いたし候處訴訟方三ヶ村不同心に而其上堀浚並惡水路江生茂り候柳株其他伐刈之儀申談候而も取扱不申右場所に水除無之候而者相手方兩村者水損可遁縁無之候間河渡村地内用水路西條に見合土手高相極度旨申出双方申争ひ候付地改之上相手方之儀字夕部ヶ池通惡水堀兩線に前は小土手有來候由者論外地續に土手形不相見論所土持いたし置候場所者右形取繕儀由も申候迄に而既高敷之極も無之其上天明之度河渡村に而取繕候字北方道上置を寺田村外二ヶ村差障内濟之上高さ相極候場所今般之論所最寄に有之古來惡水堀に引添水除土手有之候はゞ右體內郷道聊之高下迄相争ひ可申様も無之證據之儀を以論所者河渡村用水路西條小土手に見合置土いたし度くの相手方申分難相立訴訟方之儀も新規と申懸け候場所田面より不殘取拂候而者哇鳴無之水持無之は歴然之儀天明之度今般之論所最寄において取極候道も有之上者右申分も難取用一體双方地低に而水損勝に有之段無紛上者上郷、下郷一致いたし惡水吐方之手段以實意可取計筋之旨吟味請可申立様無之旨一同申出候

一 論外高屋、柱本兩村相糺候處前々古城坂普請に組合罷在候段相違無御座 天和年中惡水路掘替候而も古來之通高割を以人夫差出來一體兩村者今般之訴管村々より餘程上郷に而論所水行之障可申立程之儀も無之間いづれえも相携不申此上惡水落方宜敷候者何に而も申分無之旨申出候

右吟味仕候趣書面之通御座候河渡、生津兩村に而置土いたし候場所者論外字北方道有形之高に見合削取相殘候分者全く畦疇と心得幅二尺五寸に極余慶之賜付者取拂且惡水路之儀以來双方五ヶ村立合年々堀浚いたし水行妨に相成候草楮伐拂字古城坂之儀一體樋幅狹惡水吐方不宜候付内法幅九尺に擴げ其餘高長等者有形通を以伏直し河渡、寺内、上、下曾我屋、柱本、高屋六ヶ村江生津村も差加り都合七ヶ村御料私領組合御普請所と心得目論見仕立者其筋之差圖を請可取計旨可申渡候哉對馬守殿領分村方出訴之出入に付詰繪圖相添相伺申候

天保二卯年三月十一日落着 隼人正掛

上州磯村と同國西野村用水出入

慶應元丑年十一月落着 信濃守掛

野州沼和田村萬之助外一人

相手同國箱森村甚五右衛門外三人用水出入土岐安房守、知行野州都賀郡沼和田村外三ヶ村用水路口川路太郎外三給知行同郡箱森村之もの共差障段及出訴裏判を以呼出し兩應吟味之上以來相手村方之もの共訴訟方而巴波川と相唱候川筋より相對示談之上用水引取致候儀は格別天保度議定之外別に右川筋江掛樋者勿論割等いたす間敷申渡訴訟方村役人共不埒段者左之通申付る

慶應元丑年十二月十二日

下總國安食ト抗新田外九ヶ村

相手同國笠神村外三ヶ村

難澁出入吟味伺書

(徳川禁令考)

(57) 舊幕時代國役普請賦課方法

幕府時代治水工費に關する國役金の賦課方法は治水協會の第一講究を要することなるべし依つて其の要領を調べて掲出せり、抑當時の方法たる 20 萬石以上の大藩領は一手切の治水に任じ(飛地は國役金の特制あるも)其の幕領、私領則小藩旗社寺領等の小分限にて一手切の修築負擔に堪へざるものは幕府指導者となり、或は十分の一の下附金をなし繰替金を以て支辨し相互補助組合普請の方を定たるものにて、大略其の費金額に依り役掛りの目安を定め臨時水害修理等は其の川筋の大小、難易、被害の深淺、輕重に應じ國郡組合の關係範圍を伸縮し頗る大效用をなしたる良制度にて、尙目今の町村負擔に堪へざる工費は地方税之を補助し、一地方の負擔に堪へざるものは國庫之を補助するの例に類似せり

此の他木曾川筋油島締切の如き西濃數十萬石の利害に關係ある非常普請の如きは島津家等を初め外藩の大諸侯に手傳ひを申付け、幕府指導者となり水利關係者は相應の經費を負擔せしめて工事を成就せし都合にて尙目今の木曾川、信濃川等の諸大川大改修の工事に對し國庫より臨時支出の方法あるが如く然り、時世に相違こそあれ、異法同情とも言ふべきや、即ち今の制度も十三年度土木費地方負擔までは尙幕府以來の舊慣を斟酌し來りしも同年六十九號發布以後目下の制となれるなり、此の邊の沿革得失は充分の講究を要したきものならずや

國 役 金

徳川氏執政の時施行せる課役中國役と稱する者あり、之が爲に徵收する金額を國役金と謂ふ、即ち諸國各川の堤防を修築するの費用及び朝鮮人、琉球人來聘日光法會道上諸費准後新殿造營費等に供する者とす、甚之を賦課するは國郡を限定し石高に派當す、但各川修築費は國主並に二十萬石以上の大名には賦課せず、而して各費中修築費常に賦、其の多きに居り餘は臨時課徵するに過ぎず、故に先づ修築費賦課の方法を詳叙し然る後其の餘に及ぶ

各 川 修 築 費

徳川氏施政の初め各川の修築には専ら現役に服從せしめ、敢て費金を賦課せざるを以て法とせり、慶長十年三河國米津村の地を鑿開し矢作川の下流を通ずる際諸士には高一百石に二人、農夫には一人を課役せしが如きにて見る可し、享保五年下野國大谷川、竹鼻川修築の際初めて其の費金を同國に賦課し、費額五分の一を官給せり、之を國役金賦課の起源とす、而して六年に至り官給五分の一を改めて二十分の一と爲し、然も此の内五國の各川修築費賦課の規程を制定す

九年五月武藏以下九國も亦其の規程を制定し、寶曆九年閏七月之を修正せり、茲に於て其の法大いに備はり、爾來都にて之に準據す、今其の方法課率を次に掲ぐ

賦 課 方 法

一 各川の修築は公領地若くは私領地のみに止るも、其の費用は總て課率已定の國郡に賦課す、但し公領地内定例に係る小破堤防の修繕及び堰樋建設の如きは之を國役とするを得ず

二 凡そ各川の修築は公領地に在りては總額の十分の一を官給とし、其の餘は國役金を賦課す、私領地の請願にて修築をなす者は村高一百石に金十兩を賦課し、總額に就て之を控除し、殘額十分の一を官給し、其の餘は國役金を賦課す、聯合修築を舉行せる各川にして毎歲私領地より其の派當金を出せる者も亦國役金を賦課す

三 領地二十萬石以上の大名は各自修築を爲すに由り別に國役金を賦課せず、但し二十萬石以上なるも領地の分隔せる者は二十萬石以下に準じ之を國役とし、修築をなすを得、故に其の領地内に修築なきも亦之れを賦課するを例とす

四 國役に屬する各川の支流は本川に準じ之を算入す、又私領地の請願に由り修築をなすの時は其の川の何たるを問はず其の費用は國役に屬する近傍各川の費額に加入計算す、若し傍川に賦課なきの際は其の費額を記存し後修築あるに會し合算賦課す

五 二人一村を領する者ありて其の一人は國役修築を請願し一人は請願せざるも、之を修築する時は其の川岸に菜地を有すると否とを問はず均しく費金を派當徴收す

六 國役金は課徴額一萬兩以上に至れば其の國郡の三役、即ち藏前入用、傳馬宿入用、六尺給米を免除す

七 國役賦課定例各川の外別に大いに土功を起すの時は國役賦課の方法を稟候すべし

國役金課率

武藏國 利根川、荒川、鳥川、神奈川

下總國 小貝川、鬼怒川、江戸川

右七川の修築費は之を武藏、下總（仙臺領を除く）、常陸（水戸領を除く）、上野の四箇國の石額二百八十八萬一千石余に賦課す、然も其の費額三千兩以上に至れば安房、上總兩國の石額四十八萬四千石餘を附加徴收す、但し其の修築の一川と七川とを問はざるなり、以下之に倣ふ

下野國 稻荷川、大谷川、竹鼻川、渡良瀬川

右四川の修築費は之を下野國の石額六十六萬七千石餘に賦課す、但し二千五百兩以上に至れば陸奥國の石額一百十萬一千石餘を附加徴收す（治水）

(58) 日本武尊の祈願

神武天皇の即位七百七十年景行天皇勅して日本武尊をして東夷を征伐せしむ、尊郎東國を平定して歸路甲州に入り西國衛と稱せられたる酒折に滞留せらる、時に霖雨あり低地一帶湖水に化す、尊謂へらく之れ民を養ふ所以に非ずと、茲に於て天神地祇に祈願し自ら水去國成の玉を埋納し給ふ

(59) 行基

神武紀元一千三百七十八年元正女帝の朝養老二年を以て僧行基なるもの其の弟子行利、行比の徒を率いて甲州に入る偶々霖雨數旬に亘り諸川漲溢し爲に田畝荒蕪し民戶隨煙を絶つ、諸國に田院を設けて窮民の惡病を治し零山に助小屋を建て、行旅の難を救ひたり

(60) 天長二年四月大洪水

朝廷駭駭して一ノ宮、二ノ宮、三ノ宮の三社に勅し龍王赤坂山下に水防の祭を行ひ以て水神の荒暴を緩めんことを祈る

信玄この祭禮を大規模に行ひ數萬の氏子信徒をして其の堤防を歩ましめ以て神の名に於て堤防の固めをなさんとせり

即ち毎年四月第二亥の日を卜して三社祭を行ひ神輿を奉じて龍王に轆る名で御幸と謂

(61) 徳川幕府直轄時代

御料所政府には常に二人の勤番支配なる者江戸より來り勤士二百、與力二十、同心百、人名等分して之に屬し以て城下の取締に任ず

甲府、石和、市川の三箇所には代官所あり専ら租税の事を司り、而して是等支配代官の徒は又訴獄を斷じ政令を奉行せり、幕府は更に年々御目附役なるものを遣はし、國內を巡視せしめ政治の興廢、人民の安否を調査せしむる處あり

殊に着目すべきは水防並に築堤等に關する方針なりとす

最も顯著なるものを擧ぐれば治水官吏をして世襲となしたること、一大洪水ある毎に無害地諸侯をして所謂御手傳普請なるものに關與せしめたることに也

水防官吏を世襲にして某を釜無管に專任し某を笛吹に主管たらしめたるは此の時代の制度なり

即ち其の世襲水防吏は常に專管流域の視察等とし一出水の流路變更に至る迄精細に取調べ以て河除の設置乃至築堤の參考に資す、固より世襲の官吏なれば子は父に従ひ河邊を上下し水源を精察する等數十年間實地示導を受け父の退職と共に子は直に其の職に就く即ち人代はれども知識は世襲するなり

此を以て彼等は生きたる字彙にして又活きたる使用者を兼たるものとす、世襲の吏或は庸劣の者なきを保せず水防築堤等に誤りなしと限らず斯る場合には奪祿あり、切腹あり、責任嚴然として一身に歸するを以て一小破損の修繕と雖も苟くもせざるは想像するに足る

斯くの如くにして彼等は一身を堵しつゝ水防事業を奉行せり、御手傳普請の事は延享四年の大出水に始る記録によれば昨延享三年關東方面に大洪水あり、この時所謂御手傳普請なるものを起し無被害地諸侯をして加勢せしめたるを見ると雖も我が甲州に御手傳普請あるは全く延享四年の大洪水に始まりたり翌年御手傳普請役として來りたるは松平勝五郎及び中川修理大輔の二人にして、中川は東西河内組の普請に當り松平は河内以外全部の普請を領せり(山梨縣水害史)

(62) 用水論御觸書

享保九辰年用水論其外無筋出入之儀に付御觸書

一 在々用水懸引井路の儀川中に井堰を立水を引わけ候處堰之仕形により川下之井水令不足にも無權手前勝手之宜様にのみ仕候故及爭論或は兩頬に井口有之場所片頬之井口附替候時双方不申合一方之自由にて任せ仕替候ゆへ令出訴候類有之候自今右體之儀双方致相對普請仕候節者立合無障様可致候若滯儀有之か又は不法之事仕候時者其の節より十二箇月を限於訴之者可有裁斷右期月過令出訴候はゞ不取上候事

二 郡境村境山野之論又者質田地等之儀其の外奉行所江訴出候事に付證據無之非文之儀をも何角申紛かし又記據有之儀も年經候得者其事を申掠及出訴相手村方之難儀に及せ其上双方村々困窮之元に成す不届候條向後如此之節不可訴出若此類之事訴出詮儀之上巧みのわけ相知候においては其咎可申付事

閏 四 月

附 記

天文三年三月十四日彌此通定置追而被仰出等此帳に可記儀者書記可申候其節々其趣書付可差出旨評定所一座江被仰聞帳候面之内

(63) 享保十四酉年御觸書 用水論其外無筋出入訴出候事

此の條文本章に同じ但し末文あり左の如し

右之通六年以前辰閏四月相觸候得共末行届所も有之様に相聞候に付猶又此度相觸候間被存其旨御料者御代官私領者地頭より村々名主百姓共江右之趣相心得候様に可被申付候 以上

酉 正 月

元文四年三月差上翌申年五月十日綠色御書入御好之趣有之帳面之内

(64) 享保九年御觸書

享保九辰年 用水論其外無筋出入之儀に付御觸書

此の條文前に同じ、但し之同末文を削除する旨の綠書懸紙あり今略之
寛保二成年三月上り候帳面之内

(65) 享保十二未年關八州川通御觸書

享保十二未年 關八州川通屋敷築立百姓居住彌停止之儀に付御觸書

利根川、江戸川、小貝川、荒川、總而川通堤外百姓家建候儀御停止之處段々屋敷を築立百姓居住之所々有之出水之障に成候間取崩され候儀も可有之候自今新屋敷拵候儀者勿論小家に而も作り候儀並破損修葺等も堅仕間敷候此旨關八州川通在々御料者御代官私領者地頭より急度可申付候

十 月

附 記

寛保二成年三月上り候帳面之内

(66) 享保十二年御觸書

享保十二未年 關八州川通屋敷築立百姓居住彌停止之儀に付御觸書

此の條文本章に同じ故に略す

(67) 享保十一年御觸書

享保十一年年 關東筋悪水掘浚方之儀に付御觸書

悪水不滯用水引渡儀在方肝要之儀に候處悪水川用水堀小溝等迄掘浚不仕剩双方よりせばめ或竹木はへ出水道差支候所々在之由相聞候當年者此節自今者年々三四月之内隣郷申合村限り掘さらへ竹木伐拂水草は根共掘取又者度々刈捨可申候土砂埋り多掘幅せばめ候所々者二三年之内段々以前之通掘立可申候右之通申付候上若掘浚不仕村方有之隣村江相障候はゞ掘浚仕候村方より其旨可訴出候吟味之上急度可申付候

附 水上之村悪水堀有之候處水新村々悪水堀埋潰し候所々有之由に而以前之通掘立勿論悪水堀無之所者可訴出候

右之通關東筋御料者御代官私領者城主地頭並寺社方支配限り在々入念可被申付候 以上

十月

附 記

寛保二成年三月上り候帳面之内

(68) 享保十一年御觸書

享保十一年年 關東筋悪水堀浚方之儀に付御觸書

此の條文本章に同じ故に略す

(69) 法曹事務取則

用水悪水並新田新堤川除等出入之事

享保五年

元文五年極

一 諸國村々用水悪水並新田新堤或川除等他領に掛合候出入訴出候時は御料者御代官私領は地頭家來呼出双方障無之様に致懇談可相濟旨申聞訴狀相渡其上不相濟段双方役人申出候はゞ其仔細承糺取上可致吟味事

附 記

元文五申年八月牧野越中守石河土佐守水野對馬守伺之内

伺用水出入取捌之事

一御料私領共に用水出入訴出候節御料は御代官手代私領は地頭家來呼出用水不滯様に申談可相濟旨申聞訴狀相渡其上不相濟段双方役人申出候はゞ其仔細承糺取上可致吟味事

此度相伺候掛紙

用水並新田新堤出入之事

テ御料私領共に用水並新田新堤出入訴出候節御料は御代官私領は地頭家來双方呼出用水之儀は不滯様に取計新田新堤も障無之様に申談可

御 掛 紙

用水並新田新堤川除等出入之事

テ一諸國村々用水新田新堤或川除等他領に掛り合候出入訴出候時は御料は御代官私領は地頭家來呼出双方障無之様に致然談可

右同月二十八日御掛紙之通承知可仕旨御下知

元文五申年十月牧野越中守石河土佐守水野對島守伺之内

用水並新田新堤川除等出入之事

當八月相伺候節御下知之御文言

テ一諸國村々用水並新田新堤或川除等他領に懸り合候出入訴出候時は御料は御代官私領は地領家來呼出双方障無之様に致懇談可相濟旨申聞訴狀相渡其上不相濟段双方役人申出候は其仔細承取上可致吟味事

(70) 市中諸法度

寛文十一亥年十一月五日

淺草川大水之節取計並川端家作之事

一 淺草川大水出候節兩國橋船掛候は從公儀引除させ其人足共に可被下候若引除候儀は不及申其外橋々川上有之船は致油斷橋々江不流様に常々堅可申付候自然橋々江流掛候は爲右同前候侍屋敷へは御歩行目付被遣候右之段相觸町方江は町奉行衆より被申觸候將又川端之家作之事兼ても停止無仰付候得共頃日は所に寄川端家造り出候と相見へ候間相改川之障に可成所は只今有來候家作共御談儀之上崩させ申に而可有之間此段銘々申斷重而被申越候川端並堤外に家作り候事は淺草川に不限在々所々何方も同意候間可被得其意候 以上十一月五日

(71) 上水道割付

元祿八亥年

玉川上水道普請入用高割付書付

玉川上水道

是は赤坂紀伊國坂大戸樋溜池端石垣戸樋溜池廻り大戸樋修復並竹簀蓋普請入用

金八百三拾兩餘

拾四分

金七百七拾八兩餘 諸大名旗本より出

此銀四拾八貫四百目餘 但兩替六拾貳匁貳分

壹つ分

金五拾五兩餘 町方より出

此銀三貫四百目餘 但兩替右同斷

此 割 付

一、百石より九千九百石迄	高百石に付六分五厘四毛
一、一萬石より九萬九千石迄	高百石に付五分二厘三毛
一、拾萬石より拾九萬九千九百石迄	高百石に付四分一厘八毛
一、貳拾萬石より貳拾九萬九千九百石迄	高百石に付三分三厘五毛
一、參拾萬石以上	高百石に付貳分七厘四毛

亥六月

(引書○御定書)

(72) 渡船書付

元祿九子年七月

出水之節流船無之様御書付

一 風雨又は水出之節流れ船有之橋杭に掛り橋の爲あしく候間町申何番並川中につなぎ置船共風雨水出候之節は別而念を入流不申候様につなぎ置可申候自然船頭居合不申候はゞ其所之町人共心を附船能繫置流不申候様可仕候若致不念流船有之候はゞ御取上げ可被成候間船主船頭は不及申河岸々々町人共此旨急度可相守者也

七月

(73) 船筏大水繫留御觸書

延享元子年七月

船筏等大水之節繫留之儀御觸書

淺草筋并本所大川端其外神田川筋繫置候船筏等大水之節は別而入念繫置兩國橋江一切流懸り不申様に可致候若令油斷流懸り候はゞ船并筏諸荷物共取上之其船荷主を越度可申付候右之通兩國橋上大川通并神田川筋町々江觸知者也

(引書○教令類纂)

(74) 太田備中守殿御渡

天明九酉年正月十八日

道橋并上水普請に付武士方出銀之儀御書付 太田備中守殿御渡

江戸内所々組合道造或は橋普請并上水植柳修復等組合出銀差出候儀帶候向も粗有之趣相伺候左様には有之間數に候道造橋普請は勿論上水之儀は縦令銘々屋敷内江掛り不申候共是は非常之爲に而組合立置修復等之事に候間以來末々に至迄無心得違出銀等無遲帶に可致候且又組合辻番之儀も諸事等閑に無之様に申付右に付出銀等是又無遲滯様に相心得可申候尤辻番請負之者にも諸事等閑に無之様可申渡候町奉行江も相達候間可被得其意候

右之趣可被相觸候

正月

(引書○憲法類集)

(75) 堅川通浚

文化九申年

本所堅川通并江戸橋より大川出口迄定浚之儀申渡

板材木類炭薪諸組

問屋共

其方共渡世之品は船積又は筏に而諸國より相送候品に付江戸川内江乗込候節繩蒔菱等に至迄都而川内江芥等捨不申様兼而召仕又は水主其外在方より參候者共江も精々申聞置候得共多人數之儀難行届殊筏乗は本所堅川通重に乗入候事故川埋候而は渡世之差支に相成難儀可致處五年以前辰年中御入用を以て浚被仰付當時は聊差支へ無之渡世之品運送之都合も直敷候得共浚後其儘差置候は、横川井兩縁より泥砂等流入芥も流寄年敷相立候に隨ひ速々押埋り候而は御入用を以て浚被仰付候證も無之且は船等之者は一統難儀可仕儀に付此度一同申合御國思を以古來より渡世相續仕來候爲冥加堅川一之橋より逆井出口迄之内定浚仕度旨相願右浚方之儀は一箇年船貳千艘宛永々差出尤晴天貳百日と見積り一日船拾艘宛之積に而差圖次第日々差出浚取候土は深川洲崎久右衛門町立跡波除地低之場所其外佃島築地邊差支無之場所之者共江相對之上取捨尤武家井町方近在共土望之者共江者は差遣候積致し永々定浚致度旨相願其方共間屋株之儀は古來より株式に而前々相願兩番所言上帳記有之趣相互に堅相守爭論等致間敷旨申出猶又以後仲間取締之爲間屋名目之鑑札一枚宛人別に請取度旨相願浚之儀も仲間多人數申合不行届儀有之候而は恐入候旨申出依而豐嶋町二丁目彌兵店金兵衛同町長三郎店吉兵衛兩人江爲引受間屋共申合浚方見廻り廢末の儀無之様可致旨相願候に付願之通定浚引請申付鑑札之儀も渡遣町々江も年寄名主肝煎名主共を以て申渡置候間向後浚方等等閑之儀無之様可致

豐島町貳丁目彌兵店

金 兵 衛

同町長三郎店

吉 兵 衛

其方共儀前書間屋共相願候通之仕法に而本所堅川通一ノ橋より逆井出口迄之内永々浚方一式引請船貳千艘宛差出尤晴天貳百日と見積り一日船拾艘宛之見積に而勿論拾艘に限り候儀にも無之何艘に而も貳千艘之内を以差圖以第差出浚之場所も差圖を請浚方致し取揚候土は深川洲崎久右衛門町立跡波除地低之場所其外佃島築地邊差支無之場所之者共江相對之上取捨武家井町方近在共土望之者江は差遣候様致世話役之者をも一人宛代る代る附置候に付堅川通之内相對に而町方地面借請前所一ヶ所取建且船込之場所に而混雜可致候間爲目印浚之節計定浚御用と申小轍相立右川筋御成之節は御前日御當日共罷出芥等取片付夜中は定浚御用と記候排燈をも相用度旨相願候に付願之通申付間浚方廢末の儀無之様致し勿論御用と記候排燈等相用候事故浚中其外權威ケ間敷儀不致様水主共江も能く申聞置候様可致

土 船 乘

土商之者共

其方共願出候は土船乘土商ひ渡世之儀京橋組、豐嶋町組、中橋組、敷寄屋橋組、芝口組、築地組、深川組、本所組と都合八組之者共明和七寅年御普請奉行江願之上飯田町汐留より數寄

屋橋御門際迄御堀内濤通り土浚取商に候に付右爲冥加土百俵分代銀五百目宛御普請方役所江相納其後土取稼之者相減納銀減少相願候處當時は右八組之外本所組、神田組、芝金杉組、土取稼之者出來都合拾壹組之者共土取商致し五年以前辰年も日本橋川筋御入用を以浚被仰付船稼之者共一統通船之都合も宜候得共其儘差置候而は連々押埋可申御國思を以渡世相續仕來候爲冥加江戸橋より大川出口迄之間永々定浚致し右浚方之儀は一ヶ年船六百艘宛差出晴天二百日と見積り一日船三艘宛之積り勿論差圖次第右六百艘之内を以何艘に而も差出其外浚方龜末之儀無之様行事一人宛見廻り候様致し右川筋御成之節は御前日御當日は召出芥等取片付可申船込之場所故混雜等可致間定浚御用と相記候小幡夜中は同様相記候排燈相用度旨相願且此末右船江土取揚商致候者は仲間江加入致し仲間無之者は土取揚商不致様町々江申渡有之様致度尤加入之儀は何人に而も人數に無構加入爲致手狭に無之様可致仲間爲取締鑑札一枚宛受取度旨相願尤外川浚之場所に而土取揚又は定浚請資之書取上げ其外御堀浚且川中に而も外川浚受資之者右之土取揚夫々捨揚江相運び又は相對に而勝手之場所江差遣候儀は其方共一向差構無之旨申之土取揚商候者共に限り土商株之儀相願候に付願之通申付候間町年寄喜多村彦右衛門方江株帳差出置加入之度毎申立増減相記候様可致鑑札之儀も願之通渡遣町々江も年寄名主肝煎名主共を以申渡置間浚方龜末之儀無之様致且御用と記候幟排燈相用候上は權威ヶ間敷儀無之様水主共江能く可申付置候

年 寄
名 主
肝 煎
名 主

右之通問屋共並土取商之者共に申渡間町々に而も心得違無之様不洩様可申通候

右 町 役 人

右之通申渡間其旨可存右之通今日肥前守様御當所に而被仰渡候

中二月二十五日

天明七未年十月九日

町地面之内明地並河岸内埋之場所之儀御書付

大 目 付 江

(76) 阿部伊勢守殿御渡

町地面之内明地並河岸又は川内埋之場所は迄拜領地或は拜借地等に相願致家作候に付出火有之節火消等立切消留之儀も難相成自然と大火に相成諸人の難儀候一體明地等之儀火除之ため先年代地被召上候場所多く有之假令上地無之場所も町屋近邊明地は都而火除之ため家作除地に有之儀に候得ば向後右體之地所拜領町屋敷拜借地等に願申間敷候

右之通可被相觸候

十二月

(77) 臨時町觸

慶安四卯年二月

道路築方並下水さらゐ方之儀町觸

一 町中道あしき所へは淺草砂を敷中高に作り可申候勿論どろあくたにて築中ましき事

一 表裏之下水無滯水通り候様に町中申合さらへ可申候裏は下水へ家作り出し申間敷候出候所は急度切可申候近日御奉行所より御檢使被遣候等油斷仕間敷候

(78) 川筋御觸

明曆元未年十一月

川筋河岸端等之義に付觸書

一 町中之者川筋江はきためのごみ捨申間敷候舟にて遺しゑいたい島江捨可申候但夜は御法度に而候間責計捨可申候事

一 くわいせんの舟むさと掛置申間敷候船道を明け候而通し舟つかへ候はぬ様に掛置可申事

一 めんめんの河岸端少も川を埋つき出し申間敷候事

右之條々は船手之衆自身御廻并加子之もの川筋江廻し候而御改候間春申候ものは急度曲事可被仰付候間油斷仕間敷候

(79) 塵芥取締

寛文二寅年五月

塵芥其外猥に捨物致間敷旨

一 方々御堀并町々入堀裏々之大下水又は明き場所江塵芥堅捨申間敷候勿論死人は猫諸鳥之死候を是又右之所江捨申間敷候向後猥に於捨は急度曲事可申事

五月

(80) 堀浚の事

寛文二年六月

町中御堀さらへ并ごみ捨之事

一 町中御堀并方々入堀さらへ申儀今度被仰付候間御堀入堀さらへ出來申候も後河岸端關板に成共又者しからみの石垣に成共其町之勝手次第に河岸道并能可仕候勿論河岸江少も築出申間敷事

一 町中海道惡敷所は今度御堀浚候上所々に上げ置可申候間土を勝手次第に取候而遣間

敷所入念作り可申事

一 今度被仰付候ごみ取船日本橋通より北五町中は来る七月二日、十二日、廿二日日本橋通りより南五町中は同七月三日、十三日、廿三日一ヶ月三度づゝ毎月右之日限に相突ごみ取船所々突貫々々江付置可申候間其町々よりちりあくた右之船迄爲持捨させ可申事

六 月

(81) 街道取締

寛文八申年二月

街道江諸道具埋置間敷事 略

(82) 土造無用の事

寛文十戌年八月

跡々より御免之外河岸道に土造無用之事 略

(83) 享保五子年御書付

元双方相對之上新田新堤取立候事

之私領に而新田新堤取立候儀者百姓之痛も無之様に双方地頭相對之上申合次第に而濟候儀に候間願出候共不及取上双方地頭相對之上障無之様可申合旨可申談候子細有之相對之申合に而難濟儀は奉行所江可差出事

(84) 享保十四酉年御觸書

用水論其他無筋出入訴出候事

一 之在々用水懸引井路之儀川中に井堰を立水を引わけ候處に堰之仕形により川下之井水令不足にも無構手前勝手之宜様に而已仕候故及爭論或は兩頬に井口有之場所片頬之井口附替候時双方不申合一方之自由に任せ仕替候故令出訴候類有之候自今右體之儀双方致相對普請仕候節は立合無障様に可致候若滯右之歟不法之事仕候時は其節より十二ヶ月を限於訴之は可有裁斷右期月迄令出訴候はゞ不取上候事

一 郡境村境山野之論又は質田地等之儀其外奉行所江訴出候事に付證據無之水分之儀をも何角申紛し又證據有之儀も年を経候得者その事を申掠及出訴相手村方之難儀に及せ其上双方村々困窮之元に成不届候條向後如斯之筋不可訴出若此類之事訴出詮議之上巧み之譯相知候にておいては其咎可申付事

辰 閏 四 月

右之通六年以前辰閏四月相觸候得共未行届所も有之様に相聞候付猶又此度相觸候間被存其旨御料は御代官私領は地頭村々名主百姓共江右之趣相心得候様に可被申付候 以上

西 正 月

元文四未年三月差上翌申五月十日綠色御書入御好之趣有之帳面之内

(85) 享保五年御書付

雙方相對之上新田新堤取立之事

テ私領に而新田新堤取立候儀は百姓之痛も無之様に雙方地頭相對之上申合次第に而濟候儀に候間願出候とも不及取上双方之地頭相對之上障無之様可申合旨申談候に子細之相對之申合に而難濟儀は奉行所に可差出事

懸紙（徳川禁令考）

附記江戸時代の水運日本橋區史，慶長大土工，同清和天皇貞觀七年大政官請處分，同八年國司下知，同十二年水害堤心檢す，同十二年築河内國堤，十三年洪水，日本三代實錄三卷々略